



ANNUAL REPORT 2010-2011  
年次報告書



ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (ユー・エヌ・ウイメン)

“女性が社会に変化と進歩をもたらす主体として完全にエンパワーメントされたとき、私たちがどれほど多くのことを達成できるか考えてみましょう。”

—UN WOMEN 事務局長 ミチェル・パチェレ

## 年次報告書 2010-2011

前書き	2
女性にとっての好機を逃さない	4
規範と基準を引き上げる	6
国連システムの活動努力を調整する	8
優先して取り組む領域	
女性のリーダーシップと参画を増やす	10
女性の経済的エンパワメントを強化する	12
女性と少女に対する暴力を根絶する	14
平和と安全保障への対応に女性を組み入れる	16
計画と予算をジェンダー対応型にする	18
戦略的パートナーシップを築く	20
信託基金	
ジェンダー平等のための UN Women 基金	22
女性に対する暴力撤廃国連信託基金	24
財務報告	26
連絡先一覧	31

“女性のエンパワーメントは、地域社会、国家、さらには人間ファミリー全体のエンパワーメントにつながります。”

—国連事務総長 パン・ギムン



## 平等へのコンセンサス

国連事務総長パン・ギムンのメッセージ

UN Women 設立の年を迎えるに当たり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの歴史的な公約を可能にした全ての人々にも敬意を表したいと思います。各国政府は、ビジョンを表明しました。市民社会のパートナーは飽くなき啓発を行いました。国連職員は献身的な行動を示しました。UN Women の創設は大きな仕事でしたが、私たちは女性のためにグローバルな闘士が必要だと信じて、共に困難を乗り越えました。

UN Women は、女性の人権向上に向けた、より大きな国際的運動の本質を担う組織です。ジェンダー暴力という戦争犯罪に対する新たな訴追法の制定から、女性と子供の健康に関するグローバル戦略に対する400億ドルの拠出表明まで、多くの活動領域で進歩が見られます。また、かつてないほど多くの女性がリーダー的地位に就いています。

今年は、国際女性デーの100周年記念の年でもあります。この一世紀、長い道のりを歩んできましたが、めざすところはまだ遠くにあります。進歩してはいるものの、今も世界中で多くの女性が差別という重荷のもとで暮らしています。女性は、同じ仕事をして、男性より低い賃金しか支払われません。企業の役員会議でも、議会でも、和平交渉でも、平等な役割を与えられることは稀です。本来、安全な場であるべき家庭の中でも、何百万人の女性や少女が虐待を受けています。

UN Women は、女性への投資が単に正当なことであるだけでなく、効果的なことでもあるという基本的確信に従って活動しています。女性は家族やコミュニティや国全体を貧困から救う稼ぎ手です。女性は子供を養う母親であり、次の世代を教育するリーダーです。また、平和と安定を生み出す警察官であり、和平構築者でもあります。

経済力もその他の機会も持たず、最も疎外された女性たちこそ、UN Women の支援を何よりも必要としています。私たちが加盟各国やその他のパートナーと共に、そうした必要性が最も高く、繁栄や教育の恩恵が行きわたらない場所での活動に力を入れているのはそのためです。

私は、女性が社会のリーダーとなって貢献できる未来、少女たちが安全に健康に育ち、教育を受けて強くなれる社会を確信し、あらゆる形で UN Women を支援します。UN Women の設立を通して、私たちは、差別がなくなり、女性と少女が十分に評価され保護される世界の確立という目標に一歩近づきました。そのビジョンを共に実現しましょう。

Photo credit: Eskinder Debebe—UN Photo

“私は、ジェンダー平等が司法と開発と民主主義の礎の一部であることを全ての人が理解する未来を想像しています。”

—UN WOMEN 事務局長 ミCHEL・バチエレ



## 女性にとっての転機

UN Women 事務局長ミCHEL・バチエレのメッセージ

UN Women の初代リーダーに就任し、光栄に思います。私は、UN Womenが新しいエネルギーと才能を結集し、多彩な経験を持つ男性や女性をこの共同の活動に招き入れ、ジェンダー平等に向けたグローバルな行動の先頭に立って人々を鼓舞するものと確信しています。

ジェンダー平等と女性の人権の達成は、富める国も貧しい国も、北の国も南の国も、どの国もが挑戦すべき世界的な課題です。2010年、国連加盟国がUN Women創設という歴史的な一歩を踏み出したとき、各国はこの挑戦を受けて立たねばならないことを自覚し、UN Womenが世界の隅々までもの女性と少女のために、このプロセスの先頭に立ち、闘っていくべきであることを確認しました。

紛れもなく前世紀には、世界がかつて目にしたことの無い最も意義深い社会改革のひとつとして、女性の権利が空前の拡大を見ました。100年前、女性が参政権を持つ国はわずか二カ国。今日、その権利は普遍的なものとなりました。今日では、世界中の何百万人もの男性と女性が、女性に対する暴力撤廃を訴え、記録的に2/3の国が暴力反対の法律を可決しています。

しかしながら、変化の速度にも憂慮が必要です。幼い少女が学校に行かれないとか、予防可能な出産の合併症で女性が命を落とすことは許されることではありませんが、残念ながら毎日起こっています。女子の就学率は依然として男子より低く、成人非識字者の2/3は女性です。毎日90秒に1人の割合で女性が妊娠や出産により死亡しています。女性は、土地や融資といった基本的な経済資産に関して平等の権利を持っていません。

女性は差別に対して正当化できない代償を払っていますが、それは単独の問題ではありません。私たちの民主主義、経済力、社会

の健全性、平和の持続性。そうした全ては、世界の半分の才能や可能性を引き出し得なければ崩れます。女性が中等教育や良い仕事、土地やその他の財産を手に入れば、国力の成長と安定は高まり、妊産婦死亡率が減少し、子供の栄養状態や食料安全保障は改善され、HIVとエイズのリスクは低くなります。ジェンダー平等に向けて迅速な進歩を支援するというUN Women の任務は、このように道徳的に正しいのみならず、政治的・経済的な道理にかなっています。

やらなければならないことは山積していますが、利用できる大きな力も備わっています。UN Womenは、女性の進歩の促進にとって戦略的に重要な領域で早くも活動を開始しています。2010年と2011年、世界各地におけるUN Womenのプログラムからは、女性のリーダーシップの増加、女性の経済的選択肢の拡大、女性を中心に据えた計画や予算の策定、女性の和平交渉参加などにおける成果の報告が届いています。

将来を展望するとき、UN Women 単独では、やるべき仕事を達成できないことは承知しています。私たちは、他の組織が行ってきた良い仕事を肩代わりしようとは考えません。むしろ、多くの価値ある行動や貢献が、より大きなインパクトと急速な成長につながるよう、調整の手助けを行います。国連システム内のパートナーや女性グループ、民間企業と手をつなぎ、財務大臣、通産大臣、厚生大臣、文部大臣を含むさまざまな政治関係者と関わってゆきます。国からジェンダー平等の基準制定への支援要請があれば援助し、それを達成するための政策やプログラム、予算の実施を支援します。将来、今を振り返るとき、2011年がジェンダー平等の新世紀となり、全ての人にとってのより良い世界の始まりであることを期待します。

Photo credit: Marco Castro—UN Photo



UN Women は世界のあらゆる場所でジェンダー平等のために闘います。  
ケニア北部イフォの難民キャンプを訪問し、ソマリア避難民女性と少女の安全状況を調査するパチェレ事務局長。

## 女性にとっての好機を逃さない SEIZING OPPORTUNITIES FOR WOMEN

2010年7月2日、国連総会は、世界全域に興奮と善意をよび覚ました大胆かつ意欲的な行動を起こしました。満場一致の採択で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、UN Women を誕生させたのです。この決定は、全ての国連加盟国がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けて支援強化を行うという、かつてない公約の表明です。そしてそれは世界中の女性と少女のニーズの促進と前進を使命とする強い国連組織の創設を求めてきた、多くの市民団体による長年の啓発活動が実を結んだ瞬間でした。

Photo credit: Mohammed Duba—UN Women

“それは、人類の半分が参画することです。女性の進歩は、世界の進歩を意味します。”

—国連ナイジェリア政府代表部大使、2011年UN Women 執行理事会会長、ウ・ジョイ・オグウ

全ての国に対して任務を持つ UN Women には、3つの主要な役割があります。すなわち、国際的政策、基準、規範に関する交渉や合意が行われる「女性の地位委員会」などの政府間組織で、国連加盟各国の審議をグローバルなレベルで支援すること、ジェンダー平等達成のための国連システム内の活動をリードし調整すること、そして、女性の生活に真の変化をもたらすために、各国が国際基準を実践に移す支援を行うことです。UN Women の支援の焦点は、女性のリーダーシップの推進、女性の経済的エンパワーメントの強化、女性に対する暴力の根絶、平和と安全のプロセスへの女性の参加促進、そして、公的な計画と予算が女性のニーズや権利に対応するよう担保することです。

UN Women は2011年1月に活動を開始しました。この組織は、女性の平等のために活動する4つの国連機関——国連女性の地位向上部、国連国際女性調査訓練研究所、ジェンダー問題と女性の地位向上特別顧問事務所、国連女性開発基金——の統合による強固な土台の上に築かれた組織です。UN Women の創設によって、資源、任務ならびに専門知識の集約が、女性のエンパワーメントに加速的な弾みをつけ得ることが確認されました。UN Women は今や女性と少女のための強力な世界的闘士としてゆるぎない存在となっています。

そのビジョンは、2011-2013年度第一次事業計画にも表明されているように、ジェンダーに基づいた差別のない世界、男性と女性が公平な機会を持つ世界、変化をもたらす積極的主体となれるよう、女性と少女の総合的な能力開発が保証される世界、そして開発、人権、平和、安全を推進する努力の中に女性の人権が擁護される世界です。

2010年9月、バン・ギムン国連事務総長は、前チリ大統領として世界的な尊敬をあつめるミシェル・バチレレ氏を国連事務次長兼初代 UN Women 事務局長に任命することを発表しました。2011年1月、新たに設立された UN Women 執行理事会の初会合で、バチレレ事務局長は100日間行動計画を通じて組織の方向性を打ち出しました。それにより、他の国連組織、女性団体、民間企業や大学などとの一連の新たな協力関係が始動し、同時に、ジェンダーに根ざした暴力の被害を受けた女性と少女のための最低限の緊急サービス・パッケージの準備など、新たな取り組みも開始しました。

UN Women の第一次事業計画は、世界全5地域71カ国の政府、市民団体、国連組織、学術団体を代表するパートナー 5,000人からの意

見をもとに、先に発表した100日間行動計画を具体化させたものです。それは本報告書の後半で詳述している UN Women の優先領域を概要しています。

2011年2月、世界中のメディアが注目する中、UN Women は国連総会会議場で創立記念式典を行いました。国連本部に出席した2,000人を超す来賓に加え、インターネットにより184カ国の視聴者が祝典に参加し、政界、芸能界、財界、メディアや映画界の著名人も、UN Women の誕生を女性にとっての歴史的な出来事の瞬間として歓迎しました。

3月8日、リベリアで開催された「国際女性デー」100周年記念式典に出席したバチレレ事務局長は、第1回の国際女性デーを歴史への第一歩として想起しました。それ以来、多くが達成されてきましたが、ジェンダー平等は今も未完の課題です。事務局長は、女性を持つ計り知れない能力を引き出すのに、世界はさらに一世紀も待つことはできないと述べ、ジェンダー平等に向けての真の前進のために UN Women の知識と経験を活用し、この目標を支援する世界中のパートナーの協力を取り付けることを誓いました。



アルバニアは、ヨーロッパ連合への加盟条件のひとつになっているジェンダー平等基準の遵守に関して UN Women が支援している国のひとつです。

## 規範と基準を引き上げる

ADVANCING NORMS AND STANDARDS

ジェンダー平等に関する国際公約、規範ならびに基準は、政府間合意で制定されます。こうした取決めは、女性団体などとの協力を通じて、国内のさまざまな行動に示唆を与え、目的達成のために新しい法律、プログラム、予算策定につながります。UN Women は、北京行動綱領（1995年）、女子差別撤廃条約（CEDAW）、ミレニアム宣言（2000年）、女性、平和、安全保障に関する安全保障理事会決議1325号（2000年）など、女性のエンパワメントに関する基本合意に基づき、このプロセスのさまざまな局面に対する支援を行っています。

Photo credit: Gent Shkullaku—AFP/Getty Images



“私は、女性がやりたい仕事につき、能力を最大限に発揮できる世界を夢見ています。各国の女性と男性がこの世界を自分の望む形に築き、同じ目的のために世界の他の地域と団結するよう、UN Women に力を貸してほしいです。”

—ニコール・マグロアール、ハイチ

国連女性の地位委員会はジェンダー平等推進を使命とする重要な政府間組織であり、UN Women はその組織を支援する第一の責任を持っています。毎年開催される2週間の会議の中で、同委員会は女性の人権とエンパワーメントの中心となるテーマで討議を行い、進捗をモニターし、政府や国際機関、市民団体などによる行動を提言しています。

2011年、同委員会は、女性と少女の教育、研修、科学技術へのアクセスと参画、ならびに女性の正規雇用やディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）へのアクセスに関して提言を行いました。ごく最近、アラブ諸国を揺り動かした数々の市民蜂起でソーシャル・ネットワークが使われた例に見られるように、世界のあらゆる場所で、女性たちは意識啓発と歴史の再形成のために情報技術を利用しています。しかし、イノベーションに向けての女性の可能性は、まだ一部しか活用されておらず、ジェンダーに起因する固定観念が、依然雇用の機会を制限しています。他の提言と並んで、委員会は、教育から正規雇用やディーセント・ワークへの移行に関して改善を求め、科学技術分野で雇用される女性の数を増やし、科学技術が女性のニーズに応えることを提言しています。

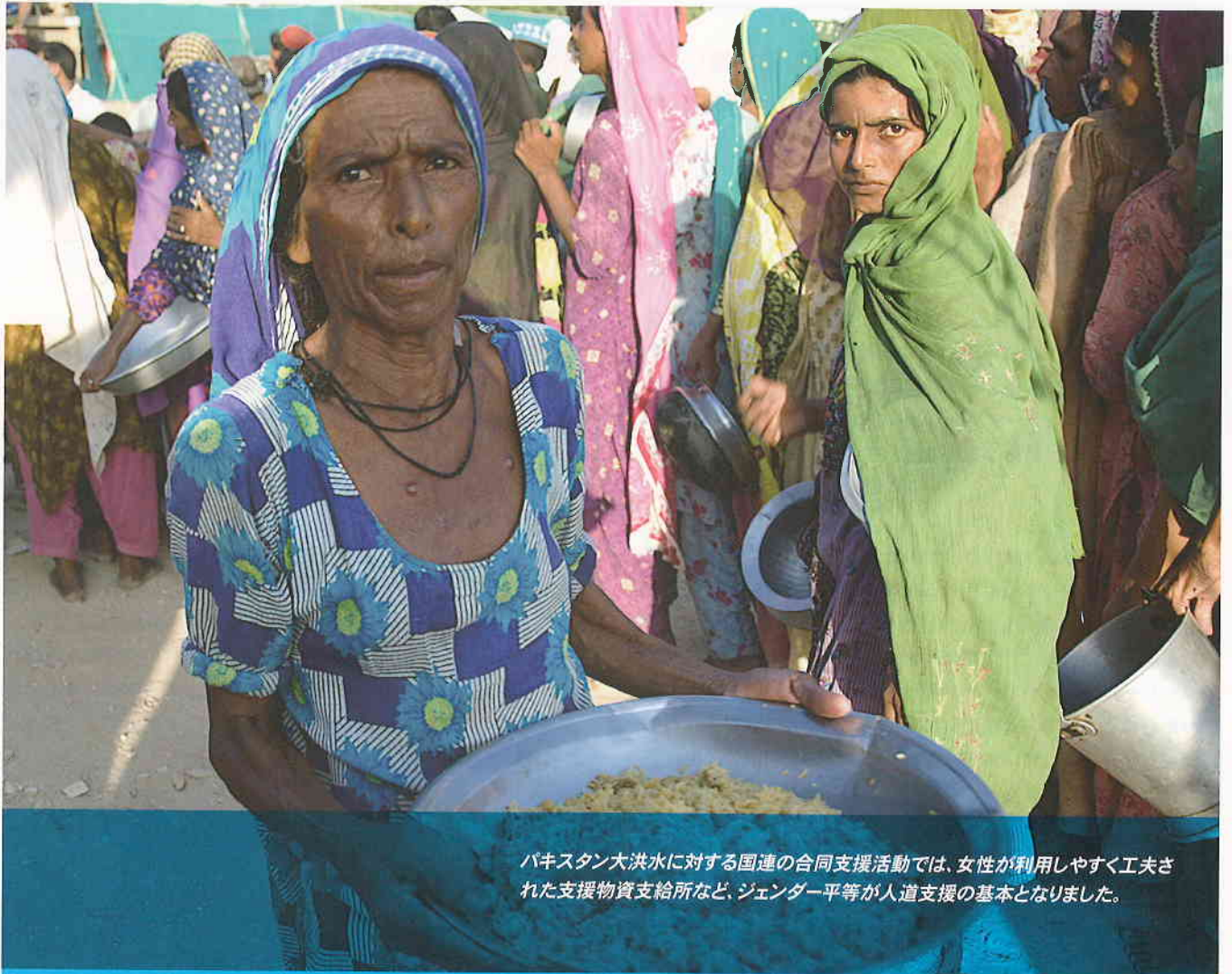
UN Women は2010年の第65回国連総会において、第4回世界女性会議へのフォローアップ、女性と少女の人身取引、女性に対する暴力根絶などに関して、加盟国に対する重要な支援を提供しました。UN Women が行った分析と提言は、加盟各国が女性へのあらゆる形の暴力に対し、予防の必要性に初めて重点を置いて行動するという、グローバルな合意を強化する上で有用でした。

## アジア

ジェンダー平等の基準も、地域別の政府間組織で設定されました。UN Women は地域別ジェンダー平等条約の形成を支援し、各国が必要に応じて国内法や政策を調整する手助けを行っています。2010年、バングラデシュと UN Women 主催の大臣級会議で南アジア地域協力協定 (SAARC) に加盟する8カ国は、ジェンダー平等への新規および改定公約に関するダッカ宣言を採択しました。宣言の中でSAARC諸国は、安全を欠く移民や人身取引がアジア地域において重大な課題であることを公式に確認し、ジェンダー・ギャップを測るデータの収集やジェンダー監査の実施、女性の平等を認める法規定の実施を強化することに合意しました。

## ヨーロッパと独立国家共同体

中欧と南東欧の数カ国は、国内法や政策を国際規範に準拠させ、また平等や社会的インクルージョン（包摂）などを重視する欧州連合（EU）加盟の条件に適合するため、UN Women の技術的支援を求めています。アルバニアでは UN Women は、2010年に行われたジェンダー平等と家庭内暴力（DV）根絶に関する国家活動計画の改定を支援しました。同計画は今、女性の政治的、経済的エンパワーメントへの新たな条項を含み、虐待のサバイバーを保護する、連携したサービスを保証しています。新しい経済支援法に向けて、UN Women が支援した包括的調査の結果は議員たちを説得し、弱い立場にある女性たちの権利を保護する数件の画期的な改定が採択されました。今回初めて、人身取引とDVの被害者に社会保護の適応が認められ、係争中の離婚訴訟では、夫婦双方が支援を求める権利を与えられています。



パキスタン大洪水に対する国連の合同支援活動では、女性が利用しやすく工夫された支援物資支給所など、ジェンダー平等が人道支援の基本となりました。

## 国連システムの活動努力を調整する

### COORDINATING UN SYSTEM EFFORTS

国連システム全体の中で、UN Women はジェンダー平等に関する国連の活動を先導し調整するとともに、女性のエンパワーメントと権利に関する基準を実行に移すという公約履行責任を推進することをその任務としています。2011年、正式に調整役として始動するに当たり、UN Women はジェンダー平等に関する国連のシステム横断的な活動計画の採択に向けた努力の再活性化を最優先します。これにより、国連の全ての部局に責任を配分し、ジェンダー平等プログラムへの資金投入の推移を示すジェンダー別予算を含め、進捗をモニタリングするメカニズムを制定します。

“女性は大きく進歩しました。しかし、とくに地方の村ではさらに進歩が求められています。私はUN Women に地方の女性の地位向上に向けての取り組みを求めます。”

—ラジ・キシヨレ・ライ、インド

## アジア

UN Women の最大の優先事項は、さまざまな国で、国連機関のプログラムがジェンダー平等に向けて最大限の貢献をするよう支援を行うことです。パキスタンは、国連各機関が効率的な調整と調和のための新しい方策を開発する取り組み「ひとつの国連」のモデルとしてパイロット事業が行われている8つの国のひとつです。2010年、壊滅的な洪水が国土の大部分を襲った際、UN Women と国連人口基金は共同で大規模な人道支援作戦の一部となった国連ジェンダー・タスクフォース（調査団）の指揮に当たりました。人道支援活動の全ての局面の中心にジェンダー平等を据えるために、タスクフォースは女性と少女の被災者に重点を置いた迅速なニーズ・アセスメントを実施しました。この調査結果はパキスタン大統領と女性活動家たちとの円卓会議でも注目を集め、災害救助への国際緊急要請20億ドルの要請につながりました。

ジェンダーの専門家が洪水地域の人道支援拠点に派遣され、人道支援チームとの密接な協力のもとで女性用衛生キットが支給されました。食料配給所は女性が利用しやすいよう工夫され、ジェンダーに根ざした暴力の被害者向けの緊急対応窓口を設置しました。それ以外の支援としては、災害管理当局にジェンダー室と児童室を設置しました。このことで国ならびに地方当局でのジェンダーの認識が高まり、今後の災害時にも注意が継続されるようになると思われます。

## アラブ諸国

イラクでは、UN Women が国連国別チームのジェンダー・タスクフォースの長を務めています。2010年に UN Women は、国連国別チームがイラクの国家開発計画の草稿作成に関わったときにも支援を行い、現在その計画にはジェンダー平等が優先目標として組み込まれています。イラクでの全ての国連の開発計画を扱う国連開発援助枠組み策定に深く関与した結果、ジェンダー平等への一段と強力な公約と、女性のエンパワーメント推進のための国連の合同プログラムが生まれました。民間企業開発の合同プログラムでは、UN Women は他の機関との協力のもとに専門知識を提供し、民間企業の戦略、政策、ならびに関連する規則がジェンダーに配慮し、包摂的であるよう留意しました。プログラムは、持続可能で公平な経済成長の原動力として必要な技能、仕事、有利な長所を女性に備えさせることも目的としています。

UN Women は、パレスチナ当局が女性に対する暴力根絶に向けての国内戦略の草案作成と決定を行うに当たり、支援を行った国連6

機関の共同作業を主導しました。この事業は、草の根グループや避難民の女性たちから政府当局まで、幅広い参加を求めた準備プロセスを取り入れたことで、アラブ地域で前例のないものとなりました。戦略は、必要に応じて法の改正や制定を行い、女性の人權の全面的尊重をもとに適用することをめざしています。これにより、政策立案の改善、暴力の事例への法医学の適用、拡大した市民サービス、ソーシャルワーカーのより良い育成などを含めて、女性に対する暴力根絶への現在の活動を一本化します。

## 世界全域

グローバル規模においては、UN Women は国連事務総長が提唱している「女性に対する暴力根絶に向けて団結しよう (UNiTE)」キャンペーンのコーディネーター役を務めます。この国連全組織によるキャンペーンの地域単位、国単位での立ち上げがアフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカ、カリブ海諸国で実施され、この問題にスポットライトを当て、モザンビークやシエラレオネの大統領やタイの首相といった政府高官からの支援を取り付けました。

キャンペーンの協力者は幅広く、タジキスタンのテコンドー・キックボクシング連盟、モザンビークの女性バスケットボールチーム「デスポルティヴォ」、カリブ海諸国の人気アーティストなどが協力しています。カリブのアーティストたちは公共広告を作成して平和なコミュニティを作ろうと呼びかける歌を作り、これがメディアで広く放送され、コンサートのチケットは売り切れる人気でした。国連事務総長のネットワーク「男性リーダーたち」のメンバーには、スペインのザパテロ首相など元首も名を連ね、男性と少年の参加を呼びかけています。

独創的な「女性に対する暴力根絶に向けて団結しよう (UNiTE)」キャンペーンの2010年度のアウトリーチ活動には、メキシコで開催された世界ユース会議でのコンサートや「ブレイクアウェイ」のビデオゲームも含まれました。このビデオは、男性や少年が態度を変えることを目的として、国連人口基金が開発したオンラインの無料フットボール・ゲームです。女性に対する暴力撤廃のオンラインのクイズは、UN Women のSay NO—UNiTE の取り組みのひとつとして紹介されました。



エジプトの民主化運動では、女性が中心でした。UN Women は女性活動家の連絡組織作りを支援し、民主化プロセス全体を通して女性の公平な参画を求める憲章を起草しました。

## 女性のリーダーシップと参画を増やす

### INCREASING WOMEN'S LEADERSHIP AND PARTICIPATION

世界中で、女性たちは、変革を求めるダイナミックなリーダーであり、力強い啓発者です。しかし、女性のリーダーシップや幅広い社会的・政治的参画は、依然制限されています。2011年の半ばまで、女性議員の数が議員全体の30%以上を占めていると公言できる国は28カ国しかありません。国や政府の長として選挙により選出された女性リーダーはわずか19人です。

UN Women は、憲法改正や一時的に政治ポストに女性数を増やす施策を含め、女性の政治的リーダーシップ増強に向けて各国を支援しています。このことは、女性が候補者になり、有能な政治家になるための能力を開発する機会を生み、選挙管理方法が女性の関心事に呼応することを保証します。

Photo credit: Hussein Mala—AP/Wide World

“男の子が大統領になれるのなら、女の子も大統領になれるわ。”

—ガブリエル・ピエール、ハイチ

## アラブ諸国

2011年初頭のチュニジアの政変時、UN Women は即座に女性に援助を行いました。専門家が1人派遣され、政治上の男女平等を達成する方策がとられるよう、新たに組織された選挙委員会を支援しました。タイミングがきわめて重要で、社会的に不安定な状況の中で、女性の人権に関するチュニジアのこれまでの成果が逆戻りする危険性もありました。

特別措置への最大の選択肢を求める啓発活動と実証は、憲法制定議会選挙の候補者の50%を女性が占めるべきだというコンセンサスを前進させました。チュニジアでのこの歴史的動きは、アラブ地域と世界全体に画期的な新しい基準を作りました。生まれたばかりの民主主義の基盤をさらに強化するために、UN Women は長年にわたる政治弾圧を経験してきたチュニジア女性の啓発能力を再構築する支援を行い、チュニジアの暫定的司法と和平プロセスの中心にジェンダーの問題を据えるために、地域内から専門家グループを送り込んでいます。

UN Women はエジプトでも民主化運動後、500の女性グループから成る連合組織を直ちに支援するなど、活発な取り組みを行っています。連合組織は暫定プロセスの監視者として直ちに行動を起こし、エジプト女性憲章制定へのコンセンサス作りに活躍しました。同組織のメンバーは新聞編集者と会合を持ち、新しい政治案件の中に女性の人権を高く位置づけることの重要性を訴え、ジェンダー不平等と差別の事例を記録したモニタリング報告を手渡しました。このことで、新聞はジェンダー・ギャップを取り上げた記事を書くようになり、若者グループを含めた市民運動団体はエジプト社会全体に向けて理解と行動を呼びかけるキャンペーンを始めました。憲章は6月に発表され、民主化プロセス全般に女性の公平な参画を保障し、国際的人権条約の全ての公約を支持して、とくにエジプトの貧しい女性に基本的サービスを提供し、差別的な法律を是正することなどが提言されています。

## アフリカ

ケニアでは、UN Women は、2007年以来拠出を行っているドナー9カ国の共同出資制度を通して、ジェンダーとガバナンスのプログラムを管理しています。プログラムは大きな成果を積み重ね続けています。2010年制定の憲法にアファーマティブ・アクションを含む新しい確固たるジェンダー平等条項を加えることに成功した、ケニア女性議員連盟への支援もそのひとつです。同年、議員連盟は人身取引に反対する厳しい新法の採択を後押しし、ケニアが国際刑事裁判所から脱退するという議案に反対しました。

## ラテンアメリカとカリブ海諸国

出身地や人種などジェンダー以外の原因でも疎外を受けている女性たちは、政治参加への更なる障壁に直面しています。2010年、UN Women はアンデス山系と中央アメリカの6カ国で、先住民族の女性たちがこの課題を克服するための研修を支援しました。参加者はリーダーシップスキルを獲得し、女性たちの個人ならびに集団としての権利についての意識を高め、人権支持を求める手法を学びました。研修は、女性たちが法の公正を要求し、政治的意思決定に参加し、公共政策をジェンダーと文化の両方の視点で見直せるよう、能力強化することが目的でした。ガテマラでは、プログラムの参加者たちが、新しく獲得したスキルを駆使し、民族の平等とジェンダーの平等達成を求めて選挙法と政党法の改正に向けた啓発を行いました。UN Women はラテンアメリカとカリブ海諸国地方議会女性議員連盟ネットワーク「レッド・ラムゴール」の設立を支援し、アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ペルー、ドミニカ共和国が加盟しています。

## ヨーロッパと独立国家共同体

UN Women の技術的専門知識は、多くの国で法律と司法の改革を支援しています。グルジアは、女性の政治参加の強化、労働市場におけるジェンダー平等の推進、女性の人権を支持する国家体制確立を保障する2010年の画期的なジェンダー平等法の起草と制定にUN Women の助言を求めました。セルビアでは、UN Women は裁判所職員への基礎研修を行う唯一の機関である司法アカデミーに対して支援を行い、女性の人権に関する国際・国内法規の適用についてのカリキュラム導入に協力しました。このカリキュラムでは、差別禁止法をはじめ、土地所有や労働権の問題を取り上げています。



サハラ以南のアフリカでは、女性が非正規の行商や市場での商売を通して主要な経済貢献をしています。彼女たちは経済戦略や通商条約の中ではほとんど見過ごされています。UN Women の支援で今彼女たちは、自分たちの商いと権利の保護を目的とした法律と政策を求める活動を行っています。

## 女性の経済的エンパワーメントを強化する ENHANCING WOMEN'S ECONOMIC EMPOWERMENT

経済的エンパワーメントの基礎となる経済的資産、人間らしい暮らし、リーダーシップの機会などへの平等なアクセスが女性に許されるとき、経済的安寧は拡大します。世界経済フォーラムのジェンダーギャップ・レポートでは、データ収集対象の134カ国で、ジェンダー平等の浸透度が高いほど国民総生産も高いことが報告されています。しかし、ジェンダー差別が女性の選択の自由を奪う状況があまりにも多く見られます。世界全体で見た場合、女性の50%が低賃金で予告なしに解雇される不安定な仕事に就いており、賃金の男女格差は依然10%から30%もあります。

“私は、国連が支援することで女性が経済的に自立でき、地球全体がより良くなる、そんな世界を夢んでいます。”

——リーム・バدران、ヨルダン国会議員

UN Women は、経済的エンパワーメントを女性の権利として、社会と経済のための利益として、擁護します。このことは、経済的資源への女性のアクセスを増し、持続可能な暮らしを支える各種のサービスを確立するための法律や政策を国が制定しやすくします。

### アフリカ

サハラ以南のアフリカでは、女性が穀物や手工芸品、電子機器、鉱物、衣類などの品物を、国境を越えて行商します。非正規の小規模商売の自営者である彼女たちは、資産や雇用を創出して貧困を減らすなど、貴重な貢献をしています。国境を越えての非正規の商売に従事する人々の中で女性は70%近くを占めており、この活動は南部アフリカだけで地域経済に年間180億ドルをもたらしています。しかしほとんどの場合、政府の経済政策や通商条約はこうした女性たちを無視し、彼女たちは保護も支援もないまま仕事をしています。商売を拡大するための融資を受ける機会はほとんどなく、国境付近では強奪や暴力が大きな問題となっています。

15カ国では、国境を越える非正規商取引に関するUN Women のプログラムが女性の大きな経済貢献に注目を集め、女性に有利な税体系、支援制度やサービス、国家開発計画の中での認知促進を求めた啓発を行っています。その中で、国境を越えて活動を行っている行商人に直接話をし、世界貿易機構などグローバルな通商交渉の場で彼女たちの問題を伝達することで支援も行っています。国連アフリカ経済委員会との共同調査では、女性の非正規商人は経済的評価の中に反映されず、その結果、通商・開発政策やプログラムから排除される可能性が高いという統計上のギャップが的確に指摘されています。

このプログラムは、女性たちが挙げる優先事項に基づいて、地域の経済共同体ならびに国を支援します。たとえば、2010年のリベリアでの進展の一例で、商人を組織し、彼女たちの問題についての啓発を行う、初の越境女性商人の組合が結成されました。マーケティングその他のスキルを養うビジネス・プログラムも設立し、現在中央銀行が融資を提供して、何千人もの女性がローンを利用しやすくなりました。関税局は、女性商人のために簡略化した関税一覧表を作成し、国境越えの際の問題を通報できるホットラインも設置しました。新しい2棟の倉庫は組合に収入をもたらし、雨季の間商品を保管する重要な施設になっています。

### ラテンアメリカとカリブ海諸国

ラテンアメリカでは、UN Women はILO（国際労働機関）や各国政府との密接な協力のもとで、家事労働者の女性たちが改革のために立ち上がることを支援しています。世界のほとんどの地域でもそうであるように、ここでは家事労働者は最も賃金の低い、不安定な労働者です。雇用主の家庭が職場であるため、彼女たちは労働条件の改善のために集団行動をとる機会も制限されています。多くの法制度では、家事労働には他の職種より低く水準を定めていたり、それさえも定めていない場合もあります。

UN Women は、家事労働者が互いに手をつなぎ、新たな保護を求めてロビー活動をする手助けをしています。ブラジル、ボリビア、ガテマラ、パラグアイでは、2010年、家事労働者の権利を支持する、世界規模の国際労働機関条約制定に向けて、女性たちが国際的な啓発活動に参加し、条約は2011年6月に採択されました。2010年の国際労働会議には、ブラジルとパラグアイの正式代表として女性家事労働者たち7名が出席し、妥当な給料、ハラスメントや暴力に対する安全確保などの問題を提起しました。家事労働者の権利擁護スキルを高めるため、UN Women は引き続き女性たちが雇用主に労働基準法遵守を求めていけるよう、国の労働法に関する研修を行っています。

ブラジルのペルナンブコ州では女性のための政策事務局との協力的な事業が、同様に経済的に疎外されているグループである地域の貧しい女性たちをエンパワーしています。19,000人以上の女性が技術研修や人権研修を受け、その結果地方の女性団体が連携し、地方女性のエンパワーメントを図るブラジル初の広域行動計画を実現させました。ウルグアイでは、身体障害のある女性たちが職場での地位を改善できるよう、UN Women は初のネットワーク作りを支援しました。



アフガニスタンで UN Women は、虐待から逃れる女性たちの避難場所であるシェルターを今も支援しています。最近の活動として、暴力の行動に関して初めての体系的なデータの収集が行われ、それによって防止のための新たな方策に影響を与えることが期待されています。

## 女性と少女に対する暴力を根絶する

### ENDING VIOLENCE AGAINST WOMEN AND GIRLS

女性の権利擁護者の献身的な行動の結果、多くの国で暴力撤廃が法律や政策の重要事項となり、2/3の国が家庭内暴力防止の条例を制定しています。この問題は、レイプを戦争犯罪と正式に認識した例に見られるように、世界的な安全保障の検討課題になっています。しかしながら、女性と少女への暴力は依然として世界に蔓延しており、女性の人権を侵害し、あらゆる国やコミュニティに永遠の被害を与え続けています。生産性の喪失や医療、司法サービスにかかる高額な費用は、何十億ドルもの負担という莫大な代償を強いています。

Photo credit: Lucy Nicholson—Reuters/Landov



“私が夢見るのは、UN Women が暴力のない生活を実現するために働き、女性が家庭で暴力を受けない世界が生まれることです。誰もが平等です。私たちは、あらゆる面で同じ権利を持っています。”

—カレン・ヴァレロ、コロンビア

女性に対する暴力の撤廃は、この種の暴力に関する法律の策定と制定、法律を実施する行動計画と予算の採択、予防プログラムや被害者女性への保護サービスの制度化、若者を含む意識啓発を必要とします。UN Women は、この全ての領域で活動を行っています。

## アジア

2010年アフガニスタンでは、UN Women が地方でのサービスの供給を含む、暴力根絶への国内制度の制定を支援しました。女性課題省との密接な連携により、UN Women は8つの地域別データベースのネットワーク立ち上げを援助し、これまで説明も解決もされてこなかった暴力の実態を、一貫性のある、具体的な実例として提供しました。このデータは、暴力に対する全国および地方レベルの対策に活用されます。

アフガニスタンにおけるそれ以外の支援には、2010年、約200人の女性と子供たちが安全に避難した紹介所とシェルターの維持も含まれます。21の州で暴力防止プログラムを実施している非政府グループのネットワークへの支援を通して、暴力防止の方法を教育し、サバイバーを保護サービスに紹介し、警察の少ない僻地では監視役を果たすことを近隣住民に教育するファミリー・サポート・グループを組織するようコミュニティに指導しています。バラリーガルの育成により、ヘラート州のサバイバーへの法的助言が可能になり、法的措置への新たな道が開かれました。

タイでは、UN Women の開発したインターネットによるSay NO キャンペーンから暴力根絶に向けた大規模な市民動員が始まりました。これは国連事務総長の提唱する「女性への暴力根絶に団結 (UNITE) しよう」というキャンペーンの一環をなすものです。UN Women の親善大使、バジェラキティヤバ王女と法務省との有力なパートナーシップにより、300万人以上のタイの市民が女性に対する暴力根絶を訴え、自転車キャラバンやロールモデル・コンテストなどの意識啓発活動に参加しました。

これが勢いとなって、タイのDV法完全実施に関する新しい司法ガイドラインや、現在県や地区の750カ所の病院に開設されているDV被害相談所など、いくつもの変化が見られます。2010年半ばには、73,000人の教師、学生、公務員、一般市民が、各州の検察庁が主催した暴力禁止法上の権利と義務についての特別研修会に参加しました。学校で実施された「ユースのSay NO キャンペーン」プログラムは、新しい世代に女性の人権への理解を徹底しています。

## ヨーロッパと独立国家共同体

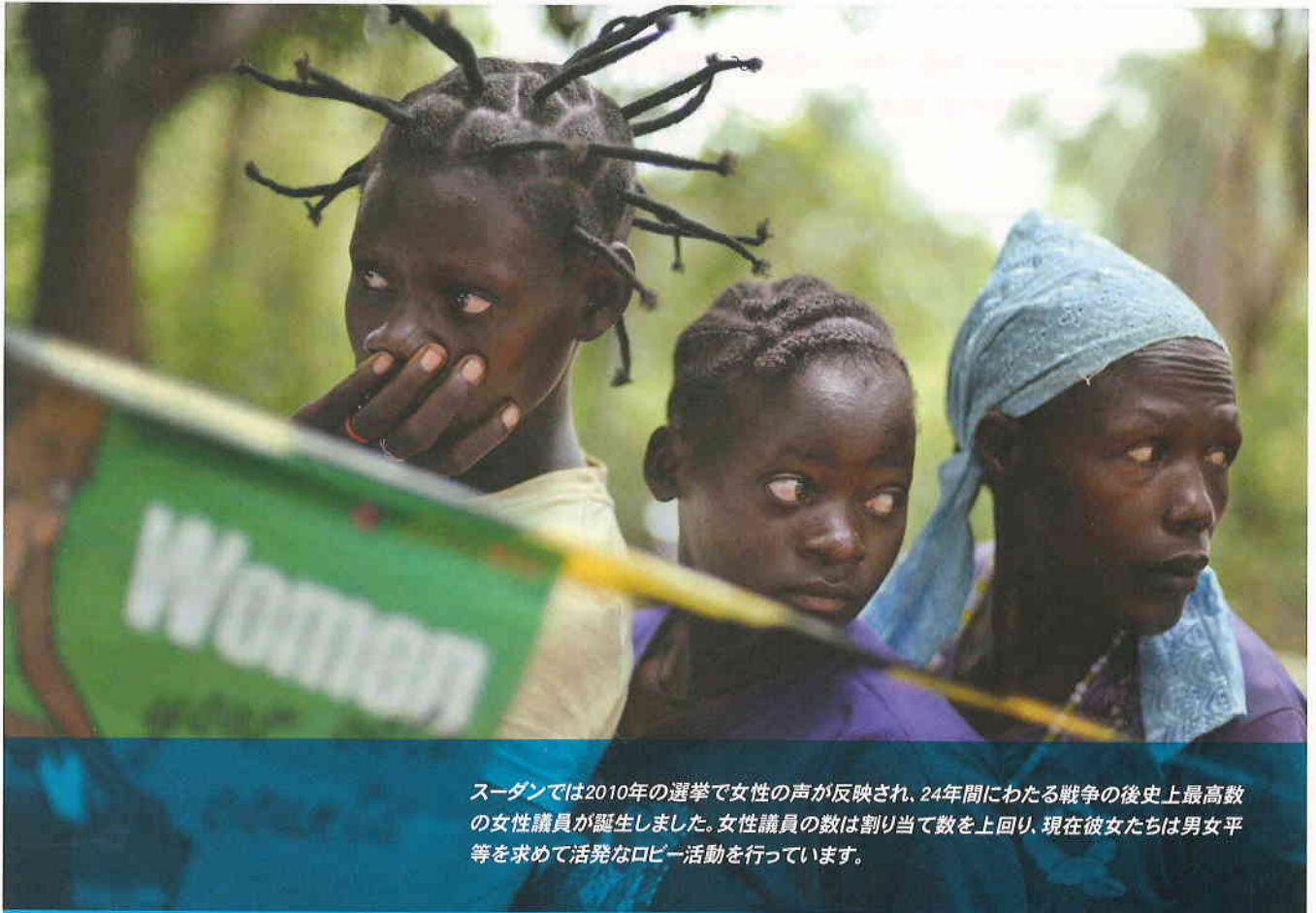
思春期の少女たちが女性に対する暴力根絶の活動の中心に据えられることが一層増えています。UN Women は、少女たちをエンパワーメントし、虐待を根絶する政策やプログラムを支援する国連思春期少女タスクフォースのメンバーです。中でも核心を占める問題は、少女たちを無理やり学校から引き離し、妊娠出産に伴う高い有病率、死亡率の引き金となっている児童婚です。タジキスタンでは、CEDAW委員会の提言に従って UN Women が支援する根気強い啓発活動の結果、結婚許可年齢を18歳に引き上げるよう国会を説得し、イスラム教の指導者に、男性の責任と女性の権利について、金曜礼拝で説くよう求めました。

## アラブ諸国

モロッコでは、UN Women は、3つの州を回って早期婚の弊害への認識を広めた「平和、平等、市民権キャラバン」を支援しました。さまざまな地域の男性と女性が市民デモを組織し、女性保護を改善するよう当局に求め、力強いメッセージを伝える映画で全国の注目を集めました。司法省はその後裁判官と裁判所職員のチームを配置し、厳正な届出を通して結婚の習慣の規則を改善し、未成年者の結婚を減少させています。

## 世界全域

女性に対する暴力根絶はノウハウを必要とします。2010年、UN Women は現場の実務者に専門知識を与えるため、暴力反対プログラムの企画や実施のための世界共通総合情報として、女性と少女に対する暴力根絶のためのバーチャル知識センター ([www.endvawnow.org](http://www.endvawnow.org)) を立ち上げました。また、UN Women は、国連事務総長の暴力反対キャンペーンUNITEの2つの主要目標についての手引きを提供する、女性に対する暴力撤廃の効果的な国内行動計画や法律立案のためのハンドブックも出版しています。



スーダンでは2010年の選挙で女性の声が反映され、24年間にわたる戦争の後史上最高数の女性議員が誕生しました。女性議員の数は割り当て数を上回り、現在彼女たちは男女平等を求めて活発なロビー活動を行っています。

## 和平と安全保障への対応に女性を組み入れる

### ENGAGING WOMEN IN PEACE AND SECURITY RESPONSES

集団強姦から集団国内避難まで、戦争は女性にさまざまな危害を与えます。恐ろしい経験をどのようにくぐり抜けたにせよ、その後女性たちは家族、家庭、地域社会を立て直していきます。しかし、和平に向けての話し合いの場では女性の役割や権利が見過ごされ続けているのが現状です。1992年以降、和平交渉の場で女性が占める割合は10%未満です。また復興予算の中で女性や少女関連に配分されている額は6%未満です。

UN Women は安全保障理事会決議1325号など、ジェンダー平等に向けた国連安全保障理事会や地域単位の取り組みの実現を通じて、この純然たるアンバランスを是正するための支援を行っています。安保理決議1325号は、この種のものとしては初めての国際公約で、和平や戦後復興活動のあらゆる側面への女性の完全参加を求めています。

Photo credit: Roberto Schmidt—AFP/Getty Images

“私は女性が意思決定の地位に就く世界を夢見ています。自分の娘がリーダーとなり、意思決定をしている姿を夢見ているのです。”

—ケファヤ・モハメド・モスタファ・ニョウム、パレスチナ占領地域

## アフリカ

戦後プロセスに女性が早い段階から正当に適切な参加をすることにより、政治的対話をジェンダー平等に向けて好ましい方向に導く機会が数多くもたらされます。2010年スーダンでは、24年ぶりの複数政党による選挙が行われ、それに先立ち UN Women の支援により、女性たちの立候補に向けての能力開発、選挙人団への代表者派遣の奨励、ならびにジェンダー平等に向けての選挙民や市民啓発を行いました。複数のドナー国からの寛大な資金援助を受けて幅広いアウトリーチ活動を行った結果、記録的人数の女性たちを投票所に送り、女性議員に割り当てられた25%という議席数を全国で確保しました。南スーダンの選挙区ではこの数をさらに上回り、全議席の31%を女性議員が占めました。新たに選出された女性議員たちは既に議員集団を結成し、議会の委員会においても割り当て制を適用するようロビー活動を行い、南スーダンの暫定憲法に関してジェンダーの視点からの見直しを行う準備を始めています。

南スーダンの独立を求める2011年の国民投票に向けて、女性の参加をさらに拡大するため、UN Women の支援のもとで南スーダン国民投票委員会に特別ジェンダー部会が設けられました。90%もの女性が非識字であるという壁を克服するため、UN Women は24の市民団体に委託し、この地域の10州で戸別訪問を行い、選挙民に対して女性の権利や女性問題解決を優先するよう啓発を行い、投票を呼びかけました。ここでもまた女性の投票率は史上最高となり、女性たちが世界で最も新しい独立国の誕生に賛成票を投じました。

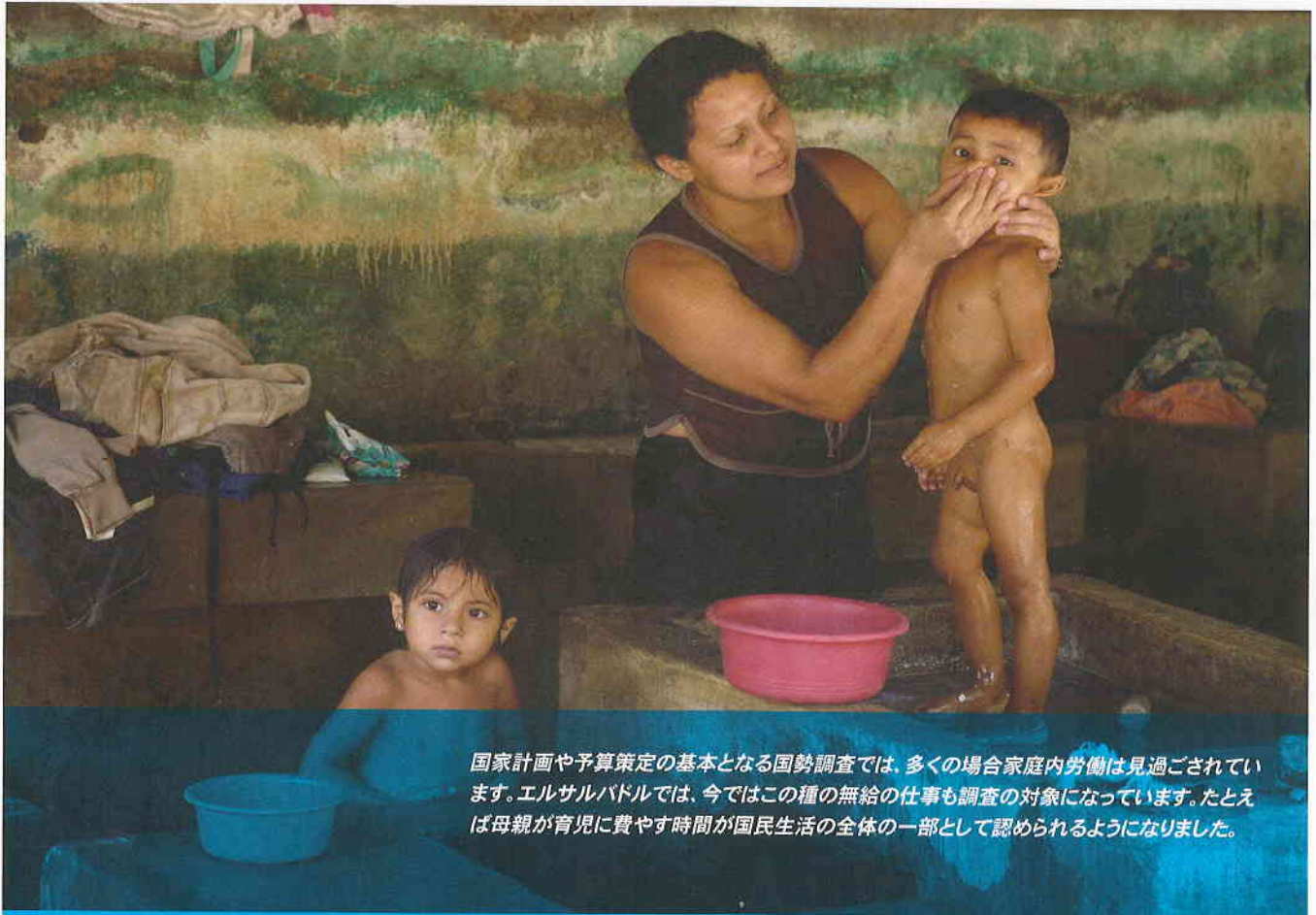
## ラテンアメリカとカリブ海諸国

紛争終結後の多くの国で、UN Women は戦時中の行為や犯罪に対して、賠償を含む法的公正を求める女性たちを支援しています。2010年 UN Women は初めての良心裁判所の開廷による法的公正を求めたグアテマラの女性たちを支援しました。30年の歳月を経て、戦争中に性暴力被害を受けた女性たちが専門陪審員の前に出廷し、彼女たちが受けた犯罪に関して長年の沈黙を破りました。陪審員たちはその証言についての検討を行い、現在も広く行われている免責の風土を考慮した上で、国家の行為はきわめて不適切なものであるとの判断を下しました。将来の行動に対する勧告には、性暴力を含む人権侵害に対する賠償制度を確立するための法律の制定が含まれています。良心裁判所を巡る国民の関心の渦の中で、裁判所関係者は女性の権利擁護を求める人々との関わりを通して、紛争に関連した性暴力事件の裁判に備える判事の教育訓練方法を学習しています。

## 世界全域

世界全域では、UN Women は安全保障理事会決議1325号の実施とモニタリングのための国連機関間の総合的枠組み策定に主要な役割を果たしています。2011年には初めて女性、平和、安全保障問題に積極的に関わっている全ての国連機関が、期限を定めて共通の目標やゴール達成への作業を開始しました。この戦略は、安保理決議1325号の実施状況を追跡し、女性のための予算措置や女性の参画の現状といった基本的問題を報告している2010年採択の指標をもとに策定されています。1325号決議に関連する全ての活動に関する継続的フィードバックには女性が関わる必要があり、2010年 UN Women は女性の活動家たちが平和維持活動担当官を含む国連の各部門の高官に対し意見を述べるグローバルオープンデーを紛争後の25カ国で開催しました。そこで集約された勧告は、国連事務総長に提出されました。

UN Women と国連平和構築支援事務所とのパートナーシップにより、女性の参画推進に向けた国連事務総長提唱による2010年行動計画7項目は、平和構築の特定の事業について国連システムが調整の取れた活動を始めることを早くも可能にしています。この行動計画には紛争後の計画立案、金融、司法制度ならびに女性の政治参加に関しての項目が含まれています。さらに UN Women は国連平和維持活動局とも協働して、国連平和維持部隊の配備前研修の中で紛争時における性暴力に関する教育も行っています。この種の研修は2010年に始まり、平和維持活動に重要な貢献をしている数カ国が、現在実験的に実施しています。研修では実際の体験談に実践的な提言も取り入れて、国連「ブルーヘルメット」と呼ばれる部隊を、女性や少女の安全に対する脅威と闘うために訓練します。



国家計画や予算策定の基本となる国勢調査では、多くの場合家庭内労働は見過ごされています。エルサルバドルでは、今ではこの種の無給の仕事も調査の対象になっています。たとえば母親が育児に費やす時間が国民生活の全体の一部として認められるようになりました。

## 計画と予算をジェンダー対応型にする

### MAKING PLANS AND BUDGETS GENDER-RESPONSIVE

法律によるものであれ、政治的公約によるものであれ、ジェンダー平等達成の公約は実施に移されて初めて意義あるものとなります。この実現には、政策、国単位・地方単位の計画、予算、ジェンダー格差への対応の必要性とその進捗に関する統計データなど、ジェンダー平等のために機能する自治体の具体的手段が必要です。UN Women はこうした全領域におけるジェンダー平等への環境整備を提唱し、開発援助の優先順位を定義するドナー調整機構を通して活動を行っています。また UN Women は女性の地位向上を推進、維持するための国の制度を支援しています。

Photo credit: Sean Sprague—Panos Pictures

“私の夢はジェンダー平等の格差が縮まり、女性が経済発展や社会発展に貢献する平等な機会を持つことです。UN Women がジェンダー平等を促す財務政策に関して今後とも私たちを支持してくれることを期待しています。財務政策は中立的なものではなく、男性と女性への影響は同じではないからです。”

—マリア・ドロレス・アルメイダ、エクアドル財務副大臣

## アフリカ

2010年、ジェンダー平等と気候変動の関連性をより明確にするため、UN Women は、モザンビークがジェンダー、環境、気候変動に関する統一した国家戦略を有する国の第1号になることを支援しました。モザンビークはその地理的な位置のために、気候変動に伴う自然災害の影響を強く受けます。女性の経済活動は主として農業に依存しており、自然災害は女性の生活に多大な影響を与える可能性があります。

新たな戦略では環境行動調整省の中にジェンダー部門を設立します。この機関はジェンダーに配慮した気候変動に対する国家の対応策を策定していくこととなります。女性はそれぞれの地域社会や全国レベルで、自然環境管理関連の意思決定の場でリーダー的役割を果たすこととなります。また、女性の負担を軽減し、自然燃料の持続可能性を高める改良型ストーブを含む、女性のニーズに対応した新しい技術開発を行います。ジェンダーに関する訓練やジェンダー予算も、環境への政務を担う政府機関全てに導入していきます。

UN Women は、公的資源の配分が女性と男性に同等の利益をもたらすことを目的とするジェンダー予算の概念をグローバルに提唱している中心機関です。ルワンダでは、UN Women の支援により4つの省庁でジェンダー予算のパイロット計画の実施に成功し、現在一般予算と共にジェンダー予算報告書が議会に提出されています。2011-2012年度からはジェンダー予算が全ての省庁、地区ならびにキガリ市に義務づけられています。

費用見積もりの演習は、しばしば正式な予算策定に向けての第一歩になります。2010年 UN Women はセーシェル政府と協力して女性に対する暴力撤廃のための国家行動計画を作成し、その中で財務分野での格差の分析を行い、関連政府機関による各対策に対して必要な資金を明確化しました。

## ヨーロッパと独立国家共同体

グルジアでは UN Women が政府と市民団体を支援し、暴力サイバーの女性たちのためのシェルター 2カ所を国の主導で立ち上げました。女性団体による権利擁護活動の結果、2011年度の国家予算ではこの2つのシェルターに対して全額資金援助が行われています。

## ラテンアメリカとカリブ海諸国

エクアドルの財務省が国家計画公共財務法にジェンダー基準を取り入れた後、2011年度予算ガイドラインでは男女機会均等計画実施のためのプログラムを最低1つ含めることと、政府全部門のプロジェクトやプログラムにジェンダーの視点を取り入れて、それを証明することが義務づけられました。その結果、ジェンダー平等への資金配分が前年度比で3倍になりました。

サービス、資源、機会に対する女性のアクセスを改善する上で効果的な開発計画と予算配分は、数字の信頼性に大きく作用されます。中央アメリカでは、UN Women の支援を受けて全アメリカ統計会議が実施した権利擁護活動と研究の結果、今では3カ国で国家家計調査にジェンダーの指標が含まれるようになりました。メキシコでは家計における支出配分に関して新たな調査項目が追加され、エルサルバドルとホンジュラスでは女性の経済貢献を100%把握するために就労時間や無給労働に関するモジュールが統合されました。

## 世界全域

UN Women は支援有効性の課題と取り組む任務を持ち、支援有効性に関するパリ宣言と行動のためのアクラ議題に関連したプロセスに従事しています。ドナー国やカメルーン、ネパール、バレー、ルワンダならびにタンザニア国内のパートナーとのパートナーシップを通じて、海外開発援助へのジェンダー予算の応用を拡大することで、UN Women は女性の意見や優先課題を援助調整メカニズムの中に取り入れました。その結果国内資源と国際資源を組み合わせて活用する部門別プログラムにもジェンダー平等に関する優先課題を含めることが可能となり、実績評価にジェンダー関連指標を統合しました。カメルーンでは UN Women は国内のパートナーや二国間、多国間協力機関と協働して性と生殖に関する保健医療サービス受益者評価を実施しました。この分析結果は、医療保健福祉機関が社会経済学的な根本原因に対応し、高い妊産婦死亡率をはじめとする諸問題に取り組む上で役立ちます。



UN Women の親善大使ニコールキッドマン(左)という著名人の発言により、女性に対する暴力撤廃に世界の注目が集まりました。彼女は2010年の大震災後ハイチを訪れ、暴力被害者女性のための唯一のシェルターを訪問しました。

## 戦略的パートナーシップを築く BUILDING STRATEGIC PARTNERSHIPS

パートナーシップは UN Women の実績を強化する上で大きな貢献を果たし、ジェンダー平等のメッセージを広く世界に届けています。パートナーは UN Women の活動を誘導し、プログラムを実行する上で大きな支援を提供します。UN Women の戦略的パートナーは多岐にわたり、政府、UN機関、多国籍組織、女性団体や市民団体、企業、UN Women 国内委員会のネットワークや基金などが含まれます。

“ジェンダー平等のもとでは、誰もが人類の進歩とエンパワーメントの恩恵を受けられるでしょう。社会はひとつにまとまり、世界はより良い場所となるでしょう。”

—ヴァンチャリン・パティエクビニユサクル、トンブリ刑事裁判所主席裁判官、タイ

先進国、途上国を問わず、スポンサーとして、ジェンダー平等基準の支持団体として、また女性の雇用主として、民間企業がジェンダー平等の推進に果たす役割は大きくなっています。2010年にUN Women は職場、市場、地域社会において民間企業を巻き込んでいくための大きな一歩を踏み出しました。UN グローバルコンパクトとのパートナーシップによる「女性のエンパワーメント原則：平等はビジネス向上のカギ」を立ち上げたのです。世界中から集められたビジネス慣行の実例に基づく7つの原則は、企業が女性のための新しい機会を開く道しるべとなっています。

2011年半ばまでに、180以上の企業のCEOが原則を支持する表明に署名しました。その原則はジェンダー平等に向けての企業のリーダーシップの提供、女性の専門職としての能力開発推進、男女平等の処遇、地域社会の行動を通しての平等の支援など、企業の守るべき責任を掲げています。

民間企業パートナーは、UN Women の国レベルでの活動も支援しています。タイでは、タイ航空やセントラルグループ企業などの有名企業が女性に対する暴力撤廃キャンペーンの寄付金募集活動に参加しています。タイ航空では、乗客から寄付金を募り、セントラルグループの企業は自社店舗の目につく場所に寄付金箱を置き、従業員を対象に女性に対する暴力撤廃の研修を行い、全国の支店の顧客サービスカウンターには電話相談窓口を設置しました。

キルギスタンでは、UN Women と地域団体や地方自治体のパートナーシップの成功例を知った民間企業のクムツール・オペレーティング社が、地方の女性たちの経済的安定を図るため、資金提供を申し出ました。クムツール・オペレーティング社と地域社会や自治体の資金を組み合わせた新しい助成金システムが設立され、これにより11,000人の女性たちがより良い生活を手に入れる機会を得ることができると考えられています。

アジア、ヨーロッパ、北米、太平洋地域では UN Women の18の国内委員会のネットワークが拡大しています。それぞれが自国の支持者からの寄付集めを行い、UN Women の活動を支持することの重要性についての啓発活動を行っています。

2010年、日本国内委員会は企業の社会貢献活動拡大の一環として、エイボン・ジャパンや資生堂とのパートナーシップを継続しています。また同委員会は日本の内閣府と共同で2010年アジア太平洋

経済協力会合に先がけ、女性起業家の貢献をテーマにしたパネル討論会を実施しました。

フィンランド国内委員会は発展途上国の女性や少女に関する一連のプレゼンテーション資料を作成し、それが広く学校で使われています。

プレゼンテーションには、2010年フィギュアスケート世界選手権銅メダリストのローラ・レピスト、アイドル音楽祭の優勝者アンナ・ブーヤテレビ司会者シルビア・モディグなどの若い有名人が含まれています。

オーストラリアでは、国内委員会が33,000人を超す参加者を集めて、国際女性の日100周年を祝いました。全小、中学校に配布された教育用キットは女性のリーダーシップの重要性に焦点を当てたものです。UN Women の認知度を高め、ジェンダー平等を表明するため30万個ものパープル・リボンとバッジも全国に配られました。

UN Women 親善大使ニコール・キッドマン氏は、世界中で女性に対する暴力への認識を高め、それを撤廃する努力の増大に貢献しています。彼女は、大震災の被害が残る中、施設が入っていた建物の倒壊で避難キャンプに拠点を移していたハイチ唯一の暴力被害者のシェルターを訪問しました。困難な状況にも関わらず、UN Women が支援したシェルターは被害者のためのサービスを提供し続けています。メディアにより世界中に報道される中、キッドマン親善大使は性暴力を経験した全てのハイチの女性や少女にサービスが提供されるよう、このイニシアチブの拡大を呼びかけました。



ジェンダー平等基金はその助成金の半分以上を、女性の政治的エンパワーメントの向上支援に振り当てています。たとえばボリビアでの政治家や人権擁護活動家に対するジェンダー平等研修のプロジェクトを通じて、助成が行われています。

## ジェンダー平等のための UN WOMEN 基金

THE UN WOMEN FUND FOR GENDER EQUALITY

多方面のドナーから寄付金を募っている UN Women のジェンダー平等基金は、女性の政治的・経済的エンパワーメントを支援する目的で2009年に設立されました。基金はスペイン（6500万ドル）、ノルウェー（350万ドル）とメキシコ（80万ドル）からの多額の寄付金のもとになっています。初年度の2009—2010年度は、35カ国40のプログラムに対して、総額3750万ドルの資金が提供されました。このうち、13の助成金は2010年中に提供され、総額2750万ドルでした。

この基金の助成金申請開始以来、申請額は利用可能な資金を遥かに上回り、127カ国から総額30億ドルに上る1,239件の申し込みがありました。全ての申請を公平に審査するため、世界全地域で活動している独立した技術専門家が科学的に実証された基準に照らして評価し、助成金の対象となる事業に優先順位をつけ、選考しました。

Photo credit: Wara Vargas—FIMI



“女子生徒や若い女性が地元のNGOの意思決定過程でリーダーシップを発揮できるよう、実証に基づく方法論を実行するための助成金を私たちに頂き、誇りに思っています。彼女たちの活動により、彼女たち自身の、そしてボスニア・ヘルツェゴビナの将来は明るいものになると期待しています。”

—サビナ・デルビセフェンディック、KU/BHエキスパート連盟、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジェンダー平等基金助成金被支給者

ジェンダー平等基金は女性組織、市民団体や政府に対し、2種類の助成金から投資支援を行います。触媒助成金は、まだ存在していないジェンダー平等計画や政策策定の動きを加速化することを目的としています。1-2年を期限として10万ドルから50万ドルが提供されます。実施助成金は既存の国家、地方レベルの各種計画、政策、法律に基づいたプログラムを支援するものです。これは2年から4年間の間に分割支給され、総額は100万ドルから500万ドルです。

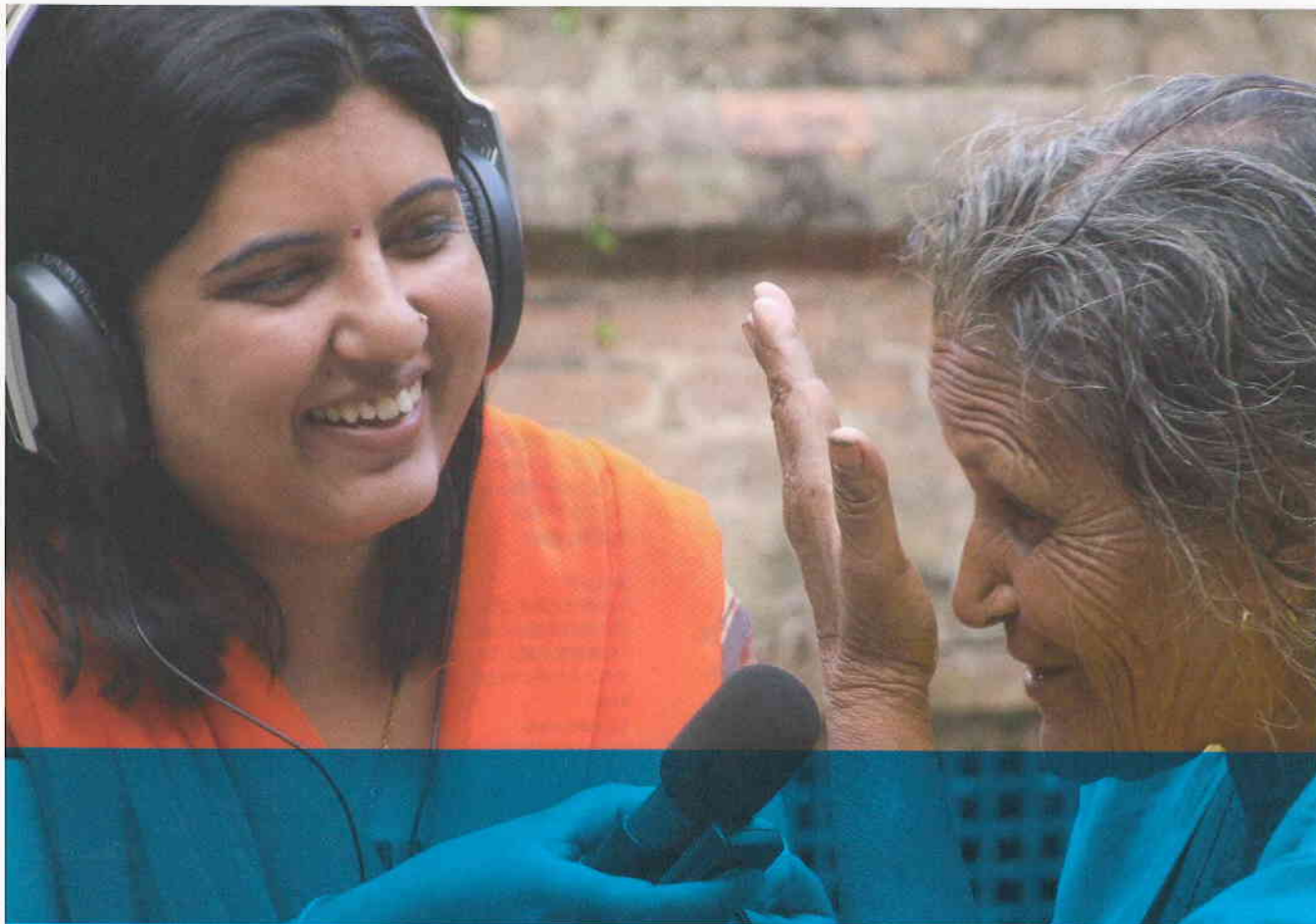
2009-2010年度、ジェンダー平等基金は27の触媒助成金と13の実施助成金を承認しました。地域別内訳はアフリカ9件、アラブ諸国5件、アジア太平洋諸国10件、CEE/CIS6（中東欧および独立国家共同体）6件、ラテンアメリカとカリブ海諸国9件、世界全域を対象とするグローバル・イニシアチブ1件となっています。活動別内訳では、政治的エンパワーメントが24件、経済的エンパワーメントが16件でした。

政治的エンパワーメントのプロジェクトは女性の政治参加の増大、女性に対応した政策や法律の策定、ならびに司法へのアクセスの拡大に焦点が当てられています。ラス・ディグナスとラス・メリダスで活動するエルサルバドルの女性の権利擁護活動家に対する2年間50万ドルの助成金は、女性団体、女性議員、政府ならびに最高裁判所を動員した大々的な公的キャンペーンの立ち上げを支援しました。その結果、職場での女性差別を撤廃し、セクハラをなくす規定を含む、ジェンダー平等法案が可決されました。スリランカでの50万ドルの助成金は女性とメディア共同体による権利擁護活動を活発化させ、地方政治への女性の参加が増加しました。すでに、2つの政党が女性候補者の数を2%から20%に増やすことに合意しています。

経済的エンパワーメントプロジェクトの目的には、ジェンダー予算の使途拡張、土地などの資産への女性のアクセスの増大、女性の権利保護のための労働法の強化、女性に対する適正な雇用オプションの向上などが含まれています。300万ドルの多年度助成金を受けて、リベリアのエレン・ジョンソン・サーリーフ市場女性基金は4年間に地方市場の再活性化を行い9,000人以上の女性とその家族が信頼性のある収入源を確保できるよう取り組みを始めています。女性たちは教育やビジネススキルを身につけ、長期にわたる経済的エンパワーメントを確保することになるでしょう。

## 第一期助成金—2010年助成金支給団体

<p><b>アフリカ</b> <b>ジンバブエ</b> ジンバブエ女性資源センターならびにネットワーク (ZWRCN) 「ジェンダー予算と女性のエンパワーメントプログラム」 <b>\$1,680,939</b></p>	<p><b>キルギスタン</b> 女性サポートセンター (WSC) ならびに女性起業家支援連合 (WESA) 「女性の政治的、経済的エンパワーメントのための政府の公約履行責任と女性運動の関与: CEDAWの実施、CEDAW委員会の最終観察ならびにジェンダー平等に関する国家行動計画」 <b>\$1,290,991</b></p>
<p><b>ルワンダ</b> RCN司法と民主主義ならびに女性と子供の権利保護のためのハグルカ連盟 「意識啓発を超えて: 女性に土地取得権を与えるための社会的パワーバランスの転換」 <b>\$2,000,000</b></p>	<p>ラテンアメリカとカリブ海諸国 <b>ポリビア</b> 女性調整室 「変化の過程におけるポリビア女性: ジェンダー平等の政策枠組み」 <b>\$2,474,134</b></p>
<p><b>リベリア</b> エレン・ジョンソン・サーリーフ市場女性基金 (SMWF/US) とSMWF/リベリア「SMWF市場プログラム」 <b>\$3,000,000</b></p>	<p><b>ブラジル</b> 女性政策特別事務局ならびに民主主義のためのフェミニスト研究所 「ブラジル女性により多くの権利と力を」 <b>\$3,000,000</b></p>
<p><b>アジア</b> <b>カンボジア</b> カンボジア保健教育メディアサービス (CHEMS) ならびにカンボジアHIV/AIDS教育とケア (CHEC) 「貧困な女性たちと1,300人のHIV陽性の女性のための経済的生計機会強化」 <b>\$1,171,745</b></p>	<p><b>ジャマイカ</b> 女性問題局ならびに紛争解決財団 「ジャマイカ女性の経済的・政治的エンパワーメント: 打開策」 <b>\$1,729,537</b></p>
<p><b>中国</b> 全中国女性連合 「中国女性のための平等な政治参加」 <b>\$2,456,934</b></p>	<p><b>メキシコ</b> ジェンダー平等: 市民生活、職場、家族 「女性の政治参加の強化と経済的エンパワーメントの推進」 <b>\$2,295,000</b></p>
<p><b>インド</b> 開発行動のための専門家による支援 (PRADAN) ならびにJAGORI 「インドの貧困地域の女性たちのためのNPEWの任務目標へのアクセス、実現、維持」 <b>\$2,549,974</b></p>	
<p><b>アラブ諸国</b> <b>エジプト</b> 人材移民省、社会研究センターならびにカイロのアメリカ大学 「女性の経済的エンパワーメントのためのサルヘヤ・イニシアチブ」 <b>\$2,400,000</b></p>	
<p>ヨーロッパならびに独立国家共同体 <b>ボスニア・ヘルツェゴビナ</b> ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦ジェンダーセンターならびにSNVオランダ開発機関BIH事務所 「ジェンダーの地方化」 <b>\$1,472,340</b></p>	



## 女性に対する暴力撤廃国連信託基金

THE UN TRUST FUND TO END VIOLENCE AGAINST WOMEN

UN Women は国連を代表して、暴力に取り組む革新的、触媒的プロジェクトへの主要資金源である「女性に対する暴力撤廃国連信託基金」の運営管理をしています。その助成金第14期に当たる2009-2010年度には国連信託基金は33カ国と地域の26のイニシアチブに対し2050万ドルを支給し、平均支給額は一般に3年間で776,000ドルでした。そのうち2010年に支給されたのは13件、総額1000万ドルでした。

Photo credit: Madhu Acharya

“ソーシャルワーカーと一緒に活動したことで、(私の娘は)希望を持つようになりました。娘は当時受けていた脅迫について村の長に話をしに行く力と励ましをもらい、脅迫は止まりました。村の人たちも娘や彼女の家族について悪口を言うのをやめました。”

—国連信託基金の被支給団体であるカンボジアのソーシャルサービスの支援を受けた性的暴行被害者の18歳の女性の母親

1997年の運用開始以来、国連信託基金は124の国と地域で317件のイニシアチブに対し6000万ドル以上を支給してきました。被支給者の大半は非政府団体ですが、政府や国連のカントリーチームにも助成金が提供されています。

国連信託基金の被支給者の大半は暴力の防止、サービスの受けやすさの向上や法律、政策の施行におけるすばらしい成功例を報告しています。助成金配分のひとつは、暴力とHIVとAIDSとの相関関係対策に充てられ、また別の配分金は紛争に関連した性暴力の被害者支援に充てられています。女性と少女に対する暴力撤廃への世界規模ならびに国レベルでの公約が記録的に増大する中、信託基金は公約と行動のギャップをなくすことをめざしています。

2010年末までに基金は74カ国で83件のプロジェクトを監督しました。この1年で特記すべきものとしてはザンビアのイクオリティ・ナウによる女子生徒に対する「安全な空間」のパイロット事業が挙げられます。これは5つの学校で始まり、500人が対象になりました。このモデルは現在教育省の支援を受け、さらなる拡大の道が開かれています。アクション・エイド・エチオピアによる宗教や伝統的指導者に対する研修の結果、指導者たちは児童婚を拒否するなど少女の権利保護で新たな役割を果たすようになりました。

ソーシャル・サービス・カンボジアが開発した特別なモデルは、カンボジアのコミュニティでのより良いサービスの提供を可能にしました。その結果、暴力被害者は家族の支援のある地元で必要なサービスを全て受けられるようになりました。このモデルを利用した女性の3/4は、生活が向上したと証言しています。

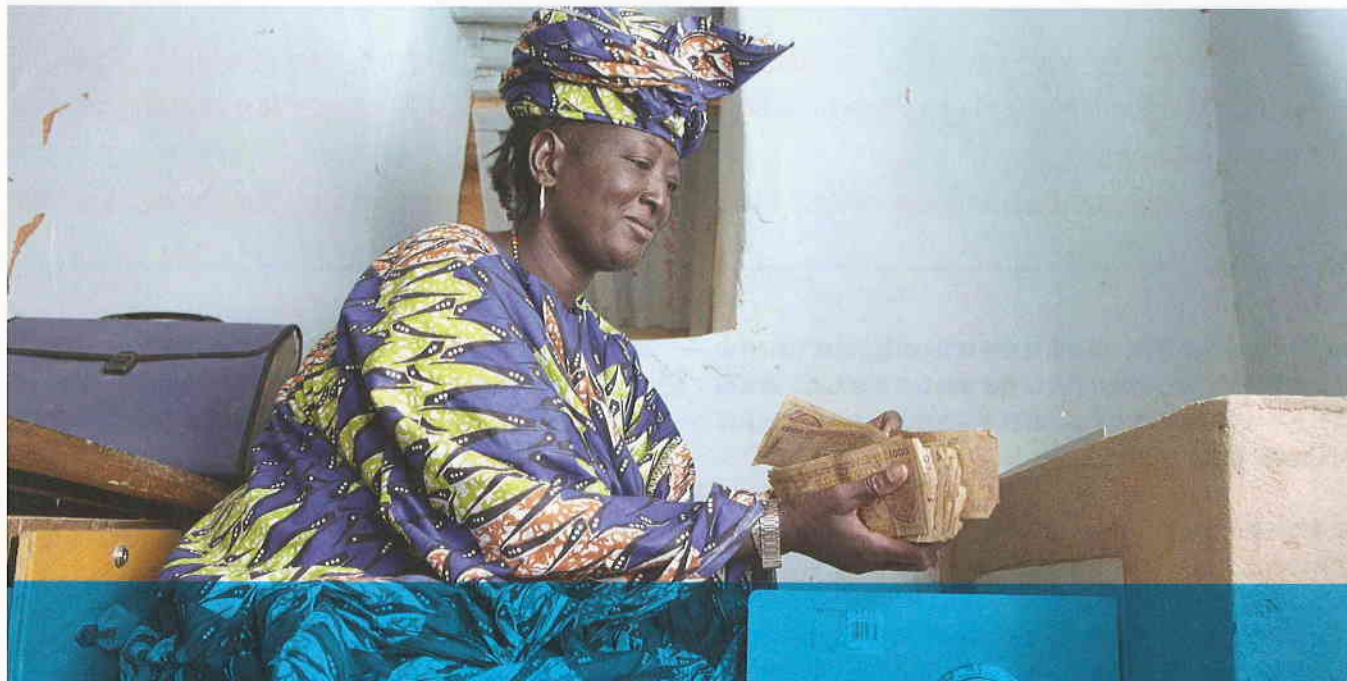
ネパールでは、イコール・アクセスが行っているラジオキャンペーンにより、暴力やHIVとAIDS関連サービスを求める女性の数が倍増しました。太平洋諸国では、太平洋地域権利資源チームが暴力撤廃法の改革の中心的専門組織となっています。その一例としてソロモン諸島では証言法改訂の支援を行い、被害者の性的履歴が裁判で使用されることはなくなりました。

国連信託基金の受給者の中には2010年にその活動に対して賞を受けた組織もあります。インドのNGOブレイクスルーの創造的マルチメディアキャンペーン「ベル・バヤオ(鐘をならす)」は2010年カンヌ国際広告祭で22,500作品中銀獅子賞を受賞しました。このキャンペーンは1億3000万人が視聴し、ドメスティックバイオレンス撤廃へのメッセージが届けられました。現在クリントン・グローバル・イニシアチブの取り組みとして、国連事務総長賞も受賞しています。

インスティテュート・ブロンドによる地域横断的イニシアチブは2010年のナイキ/チェンジメーカーズ共催「サッカーで生活を変える」グローバルトーナメントの3つの地域賞のひとつを受賞しました。このプロジェクトではキャンペーンの一環としてサッカーのトーナメント試合が行われ、より多くの男性や少年に暴力撤廃の行動を呼びかけています。

#### 第14期助成金—2010年と助成金被支給団体

<b>アフリカ</b> <b>ブルンジ</b> ブルンジン権ジェンダー省 ブルンジにおける国家GBV戦略協調実施支援プロジェクト <b>\$903,700</b>	<b>スリランカ</b> 国連カントリーチーム (UNDP, UNFPA, UNICEF, UNHCR, WHO, ILO, UNV) スリランカにおけるジェンダーに根ざす暴力の防止と対応のための国連共同プログラム <b>\$969,588</b>
<b>モザンビーク</b> パスファインダー・インターナショナル、モザンビーク ガザ州における女性に対する暴力減少のための性と生殖に関する権利の強化 <b>\$999,999</b>	<b>アラブ諸国</b> <b>エジプト、ヨルダン、モロッコ</b> ヨルダン女性連合 (JWU) ヨルダン、エジプト、モロッコにおける人身売買廃止のための総合的アプローチ <b>\$994,890</b>
<b>ザンビア</b> YWCA ザンビアにおける女性と少女に対する暴力撤廃に向けての地域参加型アプローチ <b>\$868,296</b>	<b>ラテンアメリカとカリブ海諸国</b> <b>ベルー</b> 地域社会連盟 (CALANDRIA) 革新的な青少年参加プログラム: ベルーの6つの地方地区において、女性への暴力のない生活への権利を行使する <b>\$999,999</b>
<b>アジア太平洋地域</b> <b>中国</b> 地方女性のための北京文化開発センター 「地方に取り残された少女に対する性的暴力撤廃」 <b>\$252,000</b>	<b>ヨーロッパならびに独立国家共同体</b> <b>ベラルーシ</b> 国連カントリーチーム (UNFPA, UNICEF, IOM) ベラルーシにおけるドメスティックバイオレンス撤廃に向けての国の能力開発 <b>\$885,000</b>
<b>インドネシア</b> 国連カントリーチーム (UNFPA, UNICEF, UNIFEM) パプア州における女性と少女に対する暴力に闘う <b>\$987,886</b>	<b>トルコ</b> 母子財団 (ACEV) 暴力のない家庭を作るための父親研修 <b>\$465,415</b>
<b>フィリピン、ネパール、インド</b> アジア先住民条約 (AIPP) 財団 伝統的習慣制度における先住民女性のエンパワーメント <b>\$633,000</b>	<b>地域横断</b> <b>ウガンダ、ネパール、カンボジア</b> アシッド・サバイバーズ・トラスト・インターナショナル 女性に対する暴力撤廃のための総合戦略をめざして <b>\$427,100</b>
<b>マーシャル諸島</b> WUTMI-i-ブレイブ 環境の中の暴力へのより良い対応のためのイニシアチブ <b>\$698,326</b>	



## 財務報告

UN Women はドナー国からの支援に感謝し、ドナー基盤が国の数と金額の両面でさらに拡大することを期待しています。国連事務総長の「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための複合組織」に関する包括的提案では「立ち上げ期に必要な予算」として年間約5億ドルを推定しています。この目標達成のためには UN Women はOECD/DAC以外のドナー国の数と寄付金額の両方を増やす必要があり、2011年には150カ国から用途非指定（コア）ファンドへの寄付を2億5000万ドル集めることを目標にしています。

### 収支報告書

#### DAW, OSAGI (現在はUN Womenに統合)

2010年12月31日まで

単位: 1000米ドル

	2010年
<b>収入</b>	
任意拠出金:	
用途が定められていない資金(コア資金)への拠出金	-
用途が定められた資金(ノン・コア資金)への拠出金	220
<b>小計</b>	<b>220</b>
利息収入	117
支援費用およびその他の収入	22
寄付金および雑収入	-
<b>小計</b>	<b>139</b>
<b>収入合計</b>	<b>359</b>
<b>支出</b>	
プログラム:	
用途が定められていない資金(コア資金)	-
用途が定められた資金(ノン・コア資金)	1,238
<b>支出合計</b>	<b>1,238</b>
<b>支出に対する収入の超過(不足)</b>	<b>(879)</b>
準備金の繰入/戻入	-
ドナーへの払戻し、およびその他の基金の繰入/戻入	-
1月1日現在の基金残高	6,005
<b>12月31日現在の基金残高</b>	<b>5,126</b>

注: 国連の通常予算に基づく拠出金および支出は、国連全体の予算および決算報告書の一部として含まれ報告されている。

### 収支報告書

#### INSTRAW (現在はUN Womenに統合)

2010年12月31日まで

単位: 1000米ドル

	2010年
<b>収入</b>	
任意拠出金:	
用途が定められていない資金(コア資金)への拠出金	2,923
用途が定められた資金(ノン・コア資金)への拠出金	3,480
<b>小計</b>	<b>6,403</b>
利息収入	235
支援費用およびその他の収入	169
寄付金および雑収入	-
<b>小計</b>	<b>404</b>
<b>収入合計</b>	<b>6,807</b>
<b>支出</b>	
プログラム:	
用途が定められていない資金(コア資金)	1,274
用途が定められた資金(ノン・コア資金)	1,767
<b>支出合計</b>	<b>3,041</b>
<b>支出に対する収入の超過(不足)</b>	<b>3,766</b>
準備金の繰入/戻入	-
ドナーへの払戻し、およびその他の基金の繰入/戻入	-
1月1日現在の基金残高	10,879
<b>12月31日現在の基金残高</b>	<b>14,645</b>

UN Women は国連女性開発基金 (UNIFEM)、女性の地位向上部 (DAW)、国連女性調査訓練研究所 (INSTRAW)、ジェンダー問題に関する特別顧問事務所 (OSAGI) の任務、機能、設備やインフラを含む資産ならびに各種契約履行義務を統合した国連総会決議A/RES/64/289によって創設されました。また、この決議では、UN Women の活動は新しい協定ができるまでは現行の決議採択日以前に制定された運用協定に従うものと書かれています。その結果、2010年の各機関の年間財務情報は UN Women の一部として作成されたものではありませんが、記録上は個別に扱われています。

Photo credit: Crispin Hughes—Panos Pictures

## 収支報告書

## UNIFEM(現在はUN Womenに統合)

2010年12月31日まで

単位: 1000米ドル

	2009年	2010年
<b>収入</b>		
任意拠出金:		
用途が定められていない資金(コア資金)への拠出金	61,984	74,928
用途が定められた資金(ノン・コア資金)への拠出金	75,896	81,938
女性に対する暴力撤廃信託基金	23,081	13,517
ジェンダー平等基金	3,578	806
<b>小計</b>	<b>164,539</b>	<b>171,189</b>
利息収入	1,710	1,030
支援費用およびその他の収入	8,173	7,295
寄付金および雑収入	5,692	665
<b>小計</b>	<b>15,575</b>	<b>8,990</b>
<b>収入合計</b>	<b>180,114</b>	<b>180,179</b>
<b>支出</b>		
プログラム:		
用途が定められていない資金(コア資金)	49,228	79,734
用途が定められた資金(ノン・コア資金)	56,788	72,735
女性に対する暴力撤廃信託基金	10,665	13,414
ジェンダー平等基金	6,508	13,056
<b>小計</b>	<b>123,189</b>	<b>178,939</b>
二カ年支援予算:		
管理運営費	11,562	13,099
支援費用	4,907	7,827
<b>小計</b>	<b>16,469</b>	<b>20,926</b>
<b>支出合計</b>	<b>139,658</b>	<b>199,865</b>
<b>支出に対する収入の超過(不足)</b>		
	<b>40,456</b>	<b>(19,686)</b>
準備金の繰入/戻入	(4,910)	(1,390)
ドナーへの払戻し、およびその他の基金の繰入/戻入	(1,147)	(779)
1月1日現在の基金残高	193,234	227,633
<b>12月31日現在の基金残高</b>	<b>227,633</b>	<b>205,778</b>

UNIFEM(現在はUN Womenに統合)  
特別信託基金への拠出金(2010年)

単位: 1000米ドル

2010年12月31日現在

拠出機関	ジェンダー 平等基金	女性に対する暴 力撤廃国連信 託基金	2010年 合計	2009年 合計
<b>政府</b>				
アンティグア・バーブーダ	-	4	4	-
オーストラリア	-	1,049	1,049	-
オーストリア	-	253	253	526
デンマーク	-	388	388	-
フィンランド	-	654	654	702
アイスランド	-	81	81	300
アイルランド	-	-	-	576
カザフスタン	-	-	-	20
リヒテンシュタイン	-	18	18	18
メキシコ	806	-	806	-
オランダ	-	-	-	5,882
ノルウェー	-	-	-	7,156
韓国	-	-	-	30
スロベニア	-	-	-	17
スペイン	-	6,693	6,693	7,396
スイス	-	228	228	265
トリニダード・トバゴ	-	-	-	10
米国	-	3,000	3,000	2,500
<b>政府からの拠出金合計</b>	<b>806</b>	<b>12,370</b>	<b>13,176</b>	<b>25,398</b>
<b>国内委員会</b>				
オーストリア国内委員会	-	-	-	6
カナダ国内委員会	-	6	6	40
アイスランド国内委員会	-	50	50	-
日本国内委員会	-	28	28	43
ニュージーランド国内委員会	-	-	-	3
英国国内委員会	-	12	12	47
<b>UNIFEM国内委員会からの 拠出金合計</b>	<b>-</b>	<b>96</b>	<b>96</b>	<b>139</b>
<b>その他のドナー</b>				
エイボン	-	253	253	-
ジョンソン&ジョンソン企業グループ	-	433	433	717
国際ソクタ財団	-	365	365	400
その他	-	-	-	5
<b>その他のドナーからの拠出金合計</b>	<b>-</b>	<b>1,051</b>	<b>1,051</b>	<b>1,121</b>
<b>総計</b>	<b>806</b>	<b>13,517</b>	<b>14,323</b>	<b>26,659</b>

## UNIFEM(現在はUN WOMENに統合)への拠出金上位20政府/機関(2010年)

単位: 1000米ドル

2010年12月31日現在

政府	用途が定められていない資金(コア資金)	用途が定められた資金(ノン・コア資金)	2010年合計	2009年合計
スペイン	22,088	23,471	45,559	48,122
ノルウェー	12,796	9,530	22,326	22,260
英国	9,458	2,518	11,976	6,661
スウェーデン	3,370	7,383	10,753	12,581
米国	5,985	-	5,985	5,006
オーストラリア	3,020	2,579	5,599	3,624
デンマーク	1,811	3,146	4,957	2,968
カナダ	1,229	3,393	4,622	2,404
オランダ	2,721	1,774	4,495	4,815
イタリア	675	2,607	3,282	703
ドイツ	1,920	1,093	3,013	2,544
ベルギー	1,541	1,076	2,617	1,929
フィンランド	1,361	879	2,240	1,913
欧州委員会	-	1,970	1,970	1,863
ニュージーランド	1,800	-	1,800	1,590
ルクセンブルク	1,408	-	1,408	1,324
スイス	975	-	975	1,172
アイルランド	903	30	933	1,084
オーストリア	269	514	783	782
アイスランド	200	497	697	800
<b>上位20政府からの拠出金合計</b>	<b>73,530</b>	<b>62,460</b>	<b>135,990</b>	<b>124,145</b>
その他の政府	1,416	599	2,015	5,016
<b>政府からの拠出金合計</b>	<b>74,946</b>	<b>63,059</b>	<b>138,005</b>	<b>129,161</b>

# UNIFEM(現在はUN Womenに統合)への政府およびその他のドナーからの拠出金(2010年)

単位:1000米ドル

2010年12月31日現在

拠出機関	使途が定められていない資金(コア資金)	使途が定められた資金(ノンコア資金)	2010年合計	2009年合計
<b>政府</b>				
アフガニスタン *1	0.9	-	0.9	0.1
アルジェリア	5	-	5	40
アンドラ	37	-	37	4
アンゴラ *2	-	-	-	4
アンティグア・バーブーダ *2	-	2	2	8
アルゼンチン	7.8	-	7.8	2
アルメニア	1.5	-	1.5	-
オーストラリア	3,020	2,579	5,599	3,624
オーストリア	269	514	783	782
アゼルバイジャン	-	-	-	5
バハマ *3	2	-	2	2
バングラデシュ	1	-	1	-
バルバドス	2	-	2	2
ベルギー	1,541	1,076	2,617	1,929
ベリーズ	-	-	-	3
ベナン *8	-	-	-	-
ブータン	0.5	-	0.5	1
ブラジル	-	-	-	838
ブルキナファソ	3.6	-	3.6	-
ブルンジ	0.1	-	0.1	-
カメルーン	-	-	-	109
カナダ	1,229	3,393	4,622	2,404
カーボヴェルデ *3	0.5	-	0.5	-
チリ *	23	-	23	3
中国	40	-	40	30
コモロ	-	-	-	0.2
コンゴ	-	-	-	0.2
コートジボワール *8	-	-	-	-
クロアチア	-	-	-	24
キプロス	3	-	3	7
デンマーク	1,811	3,146	4,957	2,968
ジブチ	1	-	1	-
ドミニカ	0.9	-	0.9	-
エジプト	5	18	23	-
エルサルバドル	0.2	-	0.2	-
エリトリア	0.2	-	0.2	0.2
エストニア	26	-	26	61
欧州委員会	-	1,970	1,970	1,863
フィンランド	1,361	879	2,240	1,913
フランス	-	20	20	1,108
グルジア	3	-	3	5
ドイツ	1,920	1,093	3,013	2,544
ガーナ *2	-	-	-	10
ギリシャ	-	-	-	15
グレナダ *3	0.3	-	0.3	-
グアテマラ	0.6	-	0.6	-
ガイアナ	1	-	1	1
ハイチ	0.7	-	0.7	0.2
ハンガリー	-	-	-	5
アイスランド	200	497	697	800
インド	20	-	20	20
インドネシア	70	-	70	50
イラク *2	-	-	-	0.1
アイルランド	903	30	933	1,084
イスラエル	90	-	90	20
イタリア	675	2,607	3,282	703
ジャマイカ *8	-	-	-	-
日本	498	4	502	739
ヨルダン *8	-	-	-	-
カザフスタン	50	-	50	50
クウェート	20	-	20	20
ラオス	2	-	2	-
レバノン *4	1	-	1	-
リベリア *2	-	-	-	0.20
リヒテンシュタイン	14	-	14	13
ルクセンブルク	1,408	-	1,408	1,324
マダガスカル	1	-	1	-
マレーシア	10	-	10	5
マリ *2	-	-	-	0.4
マーシャル諸島	1	-	1	-
マルタ	-	-	-	1
モリタニア *8	-	-	-	-
メキシコ	-	405	405	856
モルドバ	1	-	1	1
モンテネグロ *1	8	-	8	1
モロッコ	4	-	4	8
モザンビーク	2	-	2	2
ナミビア	2	-	2	-

2010年12月31日現在

拠出機関	使途が定められていない資金(コア資金)	使途が定められた資金(ノンコア資金)	2010年合計	2009年合計
ネパール	-	-	-	2
オランダ	2,721	1,774	4,495	4,815
ニュージーランド	1,800	-	1,800	1,590
ニジェール	-	-	-	0.2
ナイジェリア	10	-	10	-
ノルウェー	12,796	9,530	22,326	22,260
パレスチナ *8	-	-	-	-
オマーン *3	5	-	5	-
パキスタン *3	10	-	10	15
パラグアイ	0.8	-	0.8	-
フィリピン	10	-	10	-
ポルトガル	25	-	25	-
カタール *8	-	-	-	30
韓国	30	150	180	160
ルワンダ	10	-	10	1
セントクリストファー・ネイビス	0.5	-	0.5	1
セントルシア	-	-	-	1
サモア	1	-	1	1
サンマリノ *5	29	-	29	29
サウジアラビア	100	-	100	482
セルビア *5	3	-	3	-
セネガル *8	-	-	-	5
セーシェル	-	-	-	1
シンガポール	50	-	50	50
スロバキア	-	-	-	10
スロベニア	28	-	28	58
スペイン	22,088	23,471	45,559	48,122
スリナム *2	-	-	-	2
スウェーデン	3,370	7,383	10,753	12,581
スイス	975	-	975	1,172
シリア	11	-	11	11
タジキスタン	-	-	-	0.1
タンザニア	1	-	1	-
タイ	10	-	10	20
東ティモール	2	-	2	-
トーゴ	0.5	-	0.5	-
トリニダード・トバゴ	5	-	5	-
チュニジア	10	-	10	9
トルコ	50	-	50	50
アラブ首長国連邦	50	-	50	-
英国 *5	4,800	-	4,800	-
英国	4,658	2,518	7,176	6,661
米国	5,985	-	5,985	5,006
ウルグアイ	3	-	3	3
ベトナム *8	-	-	-	-
<b>政府からの拠出金合計</b>	<b>74,946</b>	<b>63,059</b>	<b>138,005</b>	<b>129,161</b>
<b>国連機関</b>				
FAO(食糧農業機関)	-	223	223	100
IFAD(国際農業開発基金)	-	150	150	363
ILO(国際労働機関)	-	40	40	71
IOM(国際移住機関)	-	694	694	-
UN(国際連合)	-	433	433	-
UNAIDS(国連合同エイズ計画)	-	345	345	357
UNCDF(国連資本開発基金)	-	357	357	497
UNDEF(国連民主主義基金)	-	1,239	1,239	561
UNDG IRAQ TRUST FUND(国連開発グループ、イラク信託基金)	-	416	416	1,500
UNDP(国連開発計画)	-	11,858	11,858	6,664
UNESCO(国連教育科学文化機関)	-	-	-	10
UNFPA(国連人口基金)	-	668	668	639
UNHCHR(国連人権高等弁務官事務所)	-	148	148	-
UNICEF(国連児童基金)	-	109	109	118
UNOCHA(国連人道問題調整事務所)	-	199	199	156
UNV(国連ボランティア計画)	-	122	122	5
<b>国連機関からの拠出金合計</b>	<b>-</b>	<b>17,001</b>	<b>17,001</b>	<b>11,041</b>
<b>国内委員会 *6</b>				
オーストラリア国内委員会	-	253	253	533
カナダ国内委員会	-	-	-	5
フィンランド国内委員会	-	100	100	62
ハンガリー国内委員会	-	2	2	3
アイルランド国内委員会	-	2	2	-
イタリア国内委員会	3	-	3	3
日本国内委員会	20	65	85	36
ニュージーランド国内委員会	-	78	78	-
シンガポール国内委員会	-	98	98	43
スイス国内委員会	-	112	112	35
英国国内委員会	10	23	33	27
米国国内委員会	13	-	13	15

## UNIFEM (現在はUN Womenに統合)への政府およびその他のドナーからの拠出金(2010年)

単位: 1000米ドル

拠出機関	2010年12月31日現在		2009年12月31日現在	
	使途が定められていない資金(コア資金)	使途が定められた資金(ノンコア資金)	2010年合計	2009年合計
その他	-	-	-	5
<b>UNIFEM (現在はUN Womenに統合) 国内委員会からの拠出金合計</b>	<b>46</b>	<b>733</b>	<b>779</b>	<b>767</b>
<b>その他のドナー</b>				
エイボン	-	3	3	690
国連開発機関アラブ湾岸プログラム	-	-	-	112
クリスチャンセン・ファンド	-	30	30	20
グローバルコンパクト財団	-	48	48	-
ハインリヒ・ヘル財団	-	20	20	-
IDRC (国際開発研究センター)	-	107	107	305
インスティテュート・オブ・ディベロップメント・スタディーズ (開発学研究所)	-	-	-	176
KUMTOR KYR	-	130	130	-
オメガ	-	220	220	-
オープンソサエティ・インスティテュート	-	75	75	-
ソロブチミスト	-	-	-	15
スウェディッシュ・コーオペレイティブ・センター (スウェーデン協同組合センター)	-	7	7	-
SUISSE	-	9	9	-
TIDES	-	100	100	-
UNFIP (国際的パートナーシップのための国連基金)ターナー財団	-	-	-	175
ユニタリアン・ユニヴァーサリスト華仕委員会	-	-	-	25
世界銀行 (国際復興開発銀行)	-	120	120	624
イヴ・サンローラン	-	10	10	-
国際ソクタ財団	-	250	250	349
その他	-	16	16	12
<b>その他のドナーからの拠出金合計</b>	<b>-</b>	<b>1,145</b>	<b>1,145</b>	<b>2,503</b>
<b>総計</b>	<b>74,992</b>	<b>81,938</b>	<b>156,930</b>	<b>143,472</b>
2011年に支払われた2010年分の差額	18	-	18	4,966
国内委員会からのコア資金への寄付金差額	46	-	46	481
2010年に受け取った2009年分のオーストラリア国内委員会からの拠出金差額	-	-	-	145
<b>受取拠出金純額</b>	<b>74,928</b>	<b>81,938</b>	<b>156,866</b>	<b>137,880</b>

\*1 2010年および翌年(以降)の分として受け取った金額。

\*2 前年までに受け取った金額。

\*3 2011年に2010年分として受け取った金額。

\*4 2010年分および2009年分として受け取った金額。

\*5 2010年に2009年分として受け取った金額。

\*6 2011年分として受け取った金額。

\*7 国内委員会からのコア資金への寄付金は、正式には寄付金として別個に認識されるが、年次報告書の表の中ではコア資金への拠出金の項目に表示されている。

\*8 印刷時点までに支払われていない約束された拠出金。

## DAW, OSAGI, INSTRAW (現在はUN Womenに統合)への政府およびその他のドナーからの拠出金(2010年)

単位: 1000米ドル

拠出機関	2010年12月31日現在		2009年12月31日現在	
	使途が定められていない資金(コア資金)	使途が定められた資金(ノンコア資金)	2010年合計	2009年合計
<b>INSTRAW</b>				
政府				
チリ	5	-	5	5
コロンビア	2	-	2	2
キプロス	3	-	3	3
インド	1	-	1	1
インドネシア	20	-	20	20
イスラエル	15	-	15	15
モロッコ	3	-	3	3
スロベニア	10	-	10	10
スペイン	2,836	3,480	6,316	6,316
チュニジア	3	-	3	3
トルコ	25	-	25	25
<b>政府からの拠出金合計</b>	<b>2,923</b>	<b>3,480</b>	<b>6,403</b>	<b>6,403</b>
<b>DAW - OSAGI</b>				
政府				
オーストリア	-	60	60	60
イスラエル	-	10	10	10
オランダ	-	150	150	150
<b>政府からの拠出金合計</b>	<b>-</b>	<b>220</b>	<b>220</b>	<b>220</b>
<b>総計</b>	<b>2,923</b>	<b>3,700</b>	<b>6,623</b>	<b>6,623</b>





## 連絡先一覧

### 国内委員会

UN Women の国内委員会は独立した非政府組織であり、女性の問題に関するアウトリーチ活動や啓発活動を行うとともに、世界全域での UN Women のプロジェクトのための資金調達を行い、UN Women の使命を支援しています。現在以下の18カ国に国内委員会があります。

#### Australia

Sue Conde, President  
Julie McKay, Executive Director  
Email: president@unwomen.org.au

#### Austria

Lilly Sucharipa, President  
Email: info@unifem.at

#### Canada

Almas Jiwani, President  
Email: almas.unwomencanada@bell.net,  
info@unwomencanada.org

#### Finland

Elina Multanen, Executive Director  
Email: elina.multanen@unwomen.fi

#### Germany

Karin Nordmeyer, President  
Email: karinnordmeyer@unifem.de

#### Hungary

Klára Dobrev, Chair  
Email: info@unifemnc.hu

#### Iceland

Inga Dóra Pétursdóttir, Executive Director  
Email: ingadora@unwomen.is,  
unwomen@unwomen.is

#### Ireland

Mahin Sefidvash, Chair  
Email: info@unifem.ie, mahinsefidvash@iol.ie

#### Italy

Simone Ovar, President  
Email: ovar@tin.it

#### Japan

Makiko Arima, President  
Email: unwomennihon@adagio.ocn.ne.jp

#### New Zealand

Rae Julian, President  
Email: raejulian@paradise.net.nz

#### Norway

Gro Lindstad, Director  
Email: gl@fokuskvinner.no

#### Philippines

Lorna P. Kapunan, Chair  
Kathleen N. Lior Liechtenstein, President  
Email: unifemncphil@yahoo.com

#### Singapore

Trina Liang-Lin, President  
Email: trina.liang@unifem.org.sg

#### Sweden

Margareta Winberg, President  
Email: info@unwomen.se

#### Switzerland

Alison King, President  
Email: alison.king@unwomen.ch  
Erika Linder, Executive Director  
Email: erika.linder@unwomen.ch

#### United Kingdom

Jan Grasty, President  
Email: jangrasty@talktalk.net

#### United States of America

Maggie Forster Schmitz, President  
Email: director@unwomen-usnc.org

Photo credit: Peter Guttman—Corbis

## 地域事務所長と国別事務所長

### South Asia

Anne F. Stenhammer  
19A & 19B Rajdoot Marg  
New Delhi 110021, India  
Tel: +91 11-26119127  
Fax: +91 11-26119130  
Email: anne.stenhammer@unwomen.org  
Website: www.unifem.org.in

### East and South-East Asia

Moni Pizani  
United Nations Building, 5th Floor  
Rajdamnern Nok Avenue  
Bangkok 10200, Thailand  
Tel: +66 2-288-9030 or  
+66 81-867-1476  
Fax: +66 2-280-6030  
Email: info.th@unwomen.org  
Website: www.unifem-eseasia.org

### Pacific

Elizabeth Cox  
Level 5, Vanua House  
Victoria Parade  
Suva, Fiji  
Tel: +679 330-1178 or +679 330-1118  
Fax: +679 330-1654  
Email: registry@unwomenpacific.com  
Website: www.pacific.unifem.org

### Arab States

Maha Al-Nuaimy (OIC)  
14 Abdallah Bin Omar Street  
Shmeisani  
P.O. Box 830 896  
Amman 11183, Jordan  
Tel: +962 6-520-0060  
Fax: +962 6-567-8594  
Email: admin.jordan@unwomen.org  
Website: www.unifem.org.jo

### North Africa

Leila Rhiwi (OIC)  
13 Rue Ahmed Balafrej,  
Souissi – Rabat 10000, Morocco  
Tel: +212 5-37-63-53-20 or  
+212 5-37-63-53-32  
Fax: +212 5-37-63-53-40  
Email: leila.rhiwi@unwomen.org

### East and Horn of Africa

Elisabeth Lwanga  
UN Gigiri Complex, Gigiri Avenue  
Block Q, Rooms 100-112  
P.O. Box 30218, 00100  
Nairobi, Kenya  
Tel: +254 20-762-4301 or  
+254 20 762-4383  
Fax: +254 20 762-4494 or  
+254 20 762-4490  
Email: elizabeth.lwanga@unwomen.org  
Website: www.unifem-easternafrica.org

### Central Africa

Diana Ofwona  
12, Avenue de l'Armée  
P.O. Box 445  
Kigali, Rwanda  
Tel: +250 252-590463 or  
+250 252-590468  
Fax: +250 252-576263  
Email: diana.ofwona@unwomen.org

### West Africa

Josephine Odera  
Immeuble Soumex, 2ieme étage  
Mamelles Almadies  
B.P. 154  
Dakar, Senegal  
Tel: +221 33-869-99-70 or  
+221 33-869-99-36  
Fax: +221 33-860-54-95  
Email: josephine.odera@unwomen.org

### Southern Africa

Nomcebo Manzini  
Merafe House  
11 Naivasha Road, P.Bag X44  
Sunninghill 2157  
Johannesburg, South Africa  
Tel: +27 11-517-1579  
Fax: +27 11-517-1631  
Email: nomcebo.manzini@unwomen.org  
Website: www.unifem-saro.org

### Mexico, Central America, Cuba and the Dominican Republic

Ana Guezmes García  
Montes Urales 440, 2° piso  
Col. Lomas  
Mexico City 11000, Mexico  
Tel: +52 55-4000-9808  
Fax: +52 55-5203-1894  
Email: contacto@onumujeres.net  
Website: www.unifemweb.org.mx

### Andean Region

Lucia Salamea Palacios  
Edif. Naciones Unidas 2do. Piso  
Avenida Amazonas 2889 y La Granja  
P.O. Box 17-03-4731  
Quito, Ecuador  
Tel: +593 2-2460-329 or  
+593 2-2460-334  
Fax: +593 2-2460-328  
Email: lucia.salamea@unwomen.org or  
onu.mujeres.andina@unwomen.org  
Website: www.unifemandina.org

### Caribbean

Roberta Clarke  
United Nations House, Marine Gardens  
Hastings, Christ Church, Barbados  
Tel: +1 246-467-6000  
Fax: +1 246-437-6596  
Email: roberta.clarke@unwomen.org  
Website: www.unifemcar.org

### Southern Cone

Rebecca Reichmann Tavares  
EQSW 103/104, Lote 01  
Bloco C, 1º Andar  
Setor Sudoeste  
Brasília DF, Brazil  
Tel: +55 61-3038-9280  
Fax: +55 61-3038-9289  
Email: rebecca.tavares@unwomen.org  
Website: www.unifem.org.br

### Central and Eastern Europe

Erika Kvapilova  
Grosslingova 35  
81109 Bratislava, Slovak Republic  
Tel: +421 2-593-37-324  
Fax: +421 2-593-37-171  
Email: erika.kvapilova@unwomen.org  
Website: www.unifem.sk

### Commonwealth of Independent States

Damira Sartbaeva  
67 Tole Bi Str.  
Almaty, Kazakhstan  
Tel: +7 7272-582643  
Fax: +7 7272-582645  
Email: damira.sartbaeva@unwomen.org  
Website: www.unifemcis.org/?en=1

## Liaison Office Directors

### UN Women Liaison Office – European Union

Dagmar Schumacher  
Rue Montoyer 14  
1000 Brussels, Belgium  
Tel: +32 2-213-1444  
Fax: +32 2-213-1449  
Email: unwomen.brussels@unwomen.org

### UN Women Liaison Office – Spain

Rocío Rodríguez Martínez  
C/ Capitán Haya 42, 1ª Planta  
28020 Madrid, Spain  
Tel: +34 915 718-839  
Fax: +34 915 718-839  
Email: rocio.rodriguez@unwomen.org

### UN Women Liaison Office – Japan

Miyuki Kerkhof  
4-1-27 Shukuin-cho Higashi  
Sakai-ku  
Sakai City, 590-0955, Japan  
Tel: +81 72-223-0009  
Fax: +81 72-223-0091  
Email: miyuki.kerkhof@unwomen.org

### UN Women Liaison Office – African Union

Florence Butegwa  
Ericsson Building, 3rd Floor  
Addis Ababa, Ethiopia  
Tel: +251-11-5221067 or  
+251 913-202231  
Fax: +251-11-5538163  
Email: florence.butegwa@unwomen.org

UN Women はジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために活動する国連機関です。女性と女兒のために闘うグローバルな支援者として、UN Women は、世界全域で女性と女兒のニーズに応える仕事をさらに前進させるために設立されました。

UN Women は、加盟国がジェンダー平等の達成をめざし、世界共通の基準を設定するに当たって支援を行い、こうした基準を実施に移すための法律、政策、プログラム、サービスなどの企画立案を政府や市民社会と協力して行います。生活のあらゆる場面で女性の平等な社会参加を後押しし、女性のリーダーシップと参画、女性に対する暴力根絶、和平と安全保障のあらゆる局面への女性の関与、女性の経済的エンパワーメントの推進、国の開発計画と予算へのジェンダー平等の反映、といった5つの活動領域に優先的な取り組みを行っています。UN Women は、国連システム全体におけるジェンダー平等の取り組みをコーディネートする任務も担っています。

© UN Women  
Produced by the Communications Section of UN Women  
Editor: Nanette Braun  
Text: Gretchen Luchsinger  
Production Coordination: Béatrice Frey  
Photo Research: Susan Ackerman, Jaya Jiwatram  
Translation: Junko Sasaki, Kayoko Shigematsu  
Design: Melanie Doherty Design  
Print: Nihon Printing Co., Ltd.

220 East 42nd Street  
New York, New York 10017, USA  
Tel: 212-906-6400  
Fax: 212-906-6705

[www.unwomen.org](http://www.unwomen.org)  
[www.facebook.com/unwomen](https://www.facebook.com/unwomen)  
[www.twitter.com/un\\_women](https://www.twitter.com/un_women)  
[www.youtube.com/unwomen](https://www.youtube.com/unwomen)  
[www.flickr.com/unwomen](https://www.flickr.com/unwomen)

UN Women Japan Liaison Office  
4-1-27 Shukuin-cho Higashi  
Sakai-ku, Sakai City, Japan, 590-0955  
Tel: +81-72-223-0009  
Fax: +81-72-223-0091

〒590-0955  
堺市堺区宿院町東4-1-27

UN Women 日本事務所  
Tel: 072-223-0009  
Fax: 072-223-0091

E-mail: [info.japanoffice@unwomen.org](mailto:info.japanoffice@unwomen.org)  
<http://japan.unwomen.org>



United Nations Entity for Gender Equality  
and the Empowerment of Women